

ZENRAKUREN

MEMBER'S INFORMATION

全酪連会報

若手後継者の本音／岡田崇さん

平成27～29年度

第十次中期事業計画 **案**

組合が取り組む後継者支援事業（東京支所管内）

監査室だより／監事監査と監事の責任について①

JA全国監査機構 監査企画部 担当部長 白石 幸人 氏 講演録



酪農トピックス／中部代表は福井邦仁さん、藤田千恵子さんに決定！（名古屋）ほか

平成26年度 監事・役職員研修会

日本酪農見て歩紀（鹿児島県南九州市 大渡康弘牧場）

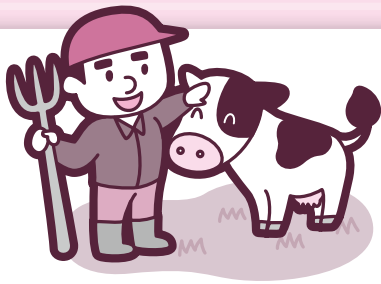


4

2015 April No.595



全国酪農業協同組合連合会



若手後継者の 本音 Vol.13

ホンネ

堅実経営と 充実したワークライフバランスを 実現する若き後継者

今回は、**岡山県岡山市 岡田牧場**の後継者
岡田崇さんにお話を伺いました。

自給飼料生産は、廃業者の圃場を借り受け年々面積を増やしてこられました。自給飼料の重要性を認識されており、作業機械等装備も大分充実しておられます。収量は、イタリアン2回/年(8町歩)、スーダン2回/年(7町歩)更にホールクロップを耕種農家と契約栽培(2町歩)しており、合計で約1,000ロール/年利用しています。

崇さんは、主に搾乳、給餌並びに機械等の

崇さんは、3人兄弟の長男であり、子供の頃はそれ程酪農に興味はなかったようですが、地元の農業太学校に入学し、卒業されました。しかし、他業種に従事し他人のメシを喰ってこいと父の勧めもあり酪農の世界には入らず、和菓子の折箱を製造する会社勤務を経て建築業に携わっていました。平成10年

就農するまでの経緯と経過

メンテナンス全般を担当し、みぎわさんは、搾乳、給餌と仔牛の世話を、恵子さんも仔牛の世話を担当しています。牧場主の穂積さんは、おかやま酪農協の役員を務めており、組合業務に多忙を極めております。お話を伺ったのは後継者の崇さんです。



▲ 岡田崇・みぎわさんご夫妻

【経営概況】

所 属 おかやま酪農業協同組合
家族構成 岡田崇さん、奥様のみぎわさん、お子さんの蓮さん、琉衣さん、お父さんの穂積さん、お母さんの恵子さん
飼養頭数 搾乳牛42頭、自家育成の仔牛・育成牛30頭

経営概況

岡田牧場は、おかやま酪農業協同組合(東山基代表理事組合長)に所属し、搾乳牛42頭と自家育成の仔牛・育成牛30頭を飼養しています。牧場は、岡山市南部児島半島に位置し、年間をとおして瀬戸内の温暖な気候に恵まれています。目と鼻の先にはレジャーボートが沢山係留されているマリナーが点在している風光明媚なところにあります。

岡田牧場が、酪農を開始したのは昭和23年、他作物との複合経営でしたが、昭和46年に46頭牛舎を新築し酪農専業としてスタートしました。



◀ 繋ぎ牛舎



◀ 自家育成牛

にみぎわさんと知り合いご結婚されました。その年の7月に突然父が農作業中に事故に逢い、急遽牧場の仕事に就くことになりました。奥さんのみぎわさんも祖父が和牛の飼育をされていた関係から酪農に親しみを覚えていたそうで、介護関係の勤務を辞め、3年程前から酪農に専念されています。

就農しての感想

始めた頃は、勿論良くわからなかった飼養管理も、現在は経験を積みながら乳房炎対策や早期の発情発見に努めていると話して下さいました。近所で同級生の松崎牧場さんと飼養管理上の問題や悩み等について情報交換をしたり、青年部の会合に参加しているうちに皆同じような課題を抱えていることに気付かれました。



▶ご自慢の自信作

たそうです。

酪農にも心の余裕を持つて従事し、家族と仲良く生活が出来ることを重視されている様子でした。子供の頃から趣味で絵を描くことが好きで、今も2人

の息子と共に漫画を描いたりしておられ、お子さん達とのコミュニケーションは良好だそうです。お子さんが小さかった頃は、白いロールに漫画や似顔絵を描いておくこと近所の子供達が牧場によく遊びに来ていたそうです。

経営管理面で重視している事柄

基本的には、長命連産型の酪農を目指しており、繁殖管理には特に注意を払っておられます。

現在、重視していることは、給餌方法（順番）だそうです。先ず始めに粗飼料をやり、ホールクロップ、次に配合飼料とその順番と量にも気を配っておられます。その為、自動給餌機に頼らず、乳牛1頭1頭の個体の状態を観察して給餌量も独自に変えていると自信を持って話して下さいました。

酪農に対する思い

この小串地区も、かつては酪農家が20数戸存在し、仲間が多かった地区ですが、今では3戸になっています。崇さんとみぎわさんは、酪農家が減少している状況だからこそ、自分達が頑張っていかなければと決意を示されています。戸数が少なくなり、一人ひとりが孤立しないよう青年部会や女性部会等の機会を利用して情報交換や、時にはカラオケ等交流会に参加して、お互い仲間として支えあっている、また、

酪農を通して耕種農家と協調しながら、地域貢献ができればとの思いが強く感じられました。

今後の目標

暫らく前なら一般的に規模拡大が先の目標と口を揃えて言っていました。が、今、ご自分の牧場の関心事は、内容の充実を図ることと見据えておられます。給餌の手順や個体に合った給餌量を確実に、病気にならない健康な牛群を維持すれば、自ずから経営内容も充実されてくると話して下さいました。また、岡田牧場は、自家育成に力を入れておられますので、仔牛からの健康管理と給餌とおした腹づくり特に心がけておられます。

以上の様な事に取り組みながら、一定の所得を確保し安定的でゆとりのある経営を目指されています。

また、仕事のオンとオフの切り替えとバランスも考えておられ、オフの柱は、地元の消防団活動でもあります。現在は、団員を指導する立場にあり、操法技術の向上の為に競技会に出場し優秀な成績を上げておられます。

ご家族へのメッセージ

家族の協力に感謝しています。何をしても、まずは家族が仲良く、健康で生活できるようにこれからも協力していきましょう。

平成27～29年度

第十次中期事業計画 **案**

本会は、第九次中期事業計画（平成24～26年度）を平成26年度で終了し、平成27年度から第十次中期事業計画に基づき、事業を展開することになります。3月3日開催の理事会で承認され、3月9日から全国6カ所で開催された『ブロック別会長・組合長会議』において報告・協議されました。最終的には7月30日に予定しています通常総会に諮ることになっています。以下に、第十次中期事業計画（案）の概要を報告いたします。

I. 情勢

一連の金融危機を脱した世界経済は、中国やブラジルなどの新興国に景気の減速がみられるものの、先進国では回復基調となり緩やかな拡大を続けた。しかし、南欧諸国の経済・財政状況やウクライナ、中東の政治・軍事情勢などにより経済停滞のマイナス要因もあるため、今後も注視していく必要がある。

我が国の経済は、平成26年4月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により、生産面を中心に弱い動きもみられるが、基調とし

ては緩やかな回復が続いている。今後は、円安基調が続く中、国内需要と輸出の増加を支えとして経済再生への道筋を確実なものにするため、政策の実行力が問われてくる。

このような状況下、第九次中期事業計画（平成24～26年度）の期間において、牛乳・乳製品の消費は、ほぼ横ばいで推移してきた。しかし、牛乳消費は減少し、乳飲料・はっ酵乳が増加するなど消費構造が変化している。また、乳製品については、生クリームやチーズの需要が伸びる中で、生乳生産の減少により脱脂粉乳とバターは在庫が減少したため、安定的な供

給の確保を目的として国による緊急輸入が行われた。

酪農生産現場においては、飼料をはじめ生産資材の価格や燃料代の高騰など、生産コストの増加が酪農経営を圧迫している。加えて、猛暑や大雨などの異常気象の頻発が酪農現場にも影響を与え、酪農家戸数・乳牛頭数の減少が加速し、生乳生産が大きく落ち込んでいく。さらに、昨今の円安の進展は経営環境の悪化に拍車をかける懸念があり、日豪経済連携協定（日豪EPA）の実行、環太平洋経済連携協定（TPP）の交渉の継続など、酪農経営の先行きに不安を

感じさせる状況が続いている。

II. 基本方針

第九次中期事業計画（平成24～26年度）の策定時においても重要な問題とされた酪農生産基盤の縮小については、その後も酪農家や乳牛頭数の減少が続き、生乳生産量は想定を超えるペースで減少を続けている。近年の年間2万頭を超えるような経産牛頭数の減少がこのまま続けば、国産の牛乳・乳製品の需要に対して生乳を安定的に供給するという構造が将来に向けて大きく揺らぐとともに、日本の酪農に対する消費者、国民の期待を裏切ることが危惧される。

このような状況の中、第十次中期事業計画（平成27～29年度）においては、生乳生産の母体でもある乳牛頭数の減少に歯止めをかけることに繋がる事業を、会員と一体となり従来にも増して積極的に取り組み、酪農家が地域に根ざした生産活動を持続していくことが可能となるようにすることが、本会の重要課題であると考えている。

そのため、酪農専門の唯一の全国組織としての機能を生かし、酪農家の搾乳後継牛の確保を支援するための販売預託事業を、地域のニーズや実情を踏まえて強化・拡充して取り組む。また、酪農家の経営展開や技術改善に役立つ DMS（酪農家経営管理支援）システムの利用・普及を一層進めるとともに、システムを活用した助言活動を拡大していく。

さらに、生産性の向上や経営の安定に資するために、飼料原料の安定確保や酪農家ニーズの把握などに努めながら高品質な飼料を安定的に供給するとともに、水田活用等を含めた国産飼料の利用拡大に向けた取り組みなどを推進する。また、本会が有する様々な場や機会を活用して、酪農現場の技術改善に有用な情報提供を行う。

生乳共販、乳製品販売の取り組みについては、今後の生乳需給の動向を踏まえて、本会及び拠点乳業者の需給調整機能を強化するほか、生乳取引をめぐる情報の発信に努める。

このほか、本会の組織体制につ

いて、職員の専門的知見・情報発信力向上の教育の充実、財務体質や内部管理体制の強化等にも引き続き努めていく。

以上の基本的考え方の下に、①酪農生産環境整備、②酪農生産現場の生産性の向上、③酪農生産物の有利販売、④組織運営の効率化と財務体質の強化、⑤コンプライアンス経営の推進の事項毎に事業を展開し、その成果に対して会員・酪農家から評価を得られるよう、全力で取り組んでいくものとする。

Ⅲ．基本施策

① 酪農生産環境整備

(1) 搾乳後継牛の確保

全国的視点に立って地域のニーズや実情に対応した販売預託事業の受入頭数の拡充を図るとともに、雌雄選別精液等を活用した支援策を実施する。酪農家が自ら計画的に搾乳用後継牛を確保する意識を醸成する活動を行う。

(2) DMS（酪農家経営管理支援）システムによる経営支援

DMSシステムの酪農家の利用・普及を進めるとともに、機能により充実させることで会員及び関係機関との連携を強化し、酪農家への支援を効率的に行う。酪農経営を取りまく課題に対する経営指導に、蓄積されたデータの活用を図る。

(3) 酪農家戸数維持の取り組み

会員及び関連団体とも連携し、研修会を含む様々な機会での酪農継承に役立つ経営上の助言をしていくとともに、地域リーダーの養成に繋がる酪農青年女性会議の活動を支援していく。

(4) 組織強化の取り組み

会員農協の組織機能強化、組織整備に必要な助言を行うとともに、研修会等を通じて会員農協及び酪農家に広く情報を提供する。

また、酪農関連全国組織に求められる目的を果たすための効率的な組織の在り方について、関係団体と協議を行う。

(5) 政策の提言

各種補助事業や制度など酪農生産基盤の安定化につながる政策について、関係団体とも連携して提

言を行う。

② 酪農生産現場の生産性向上

(1) 生乳の生産効率の向上

「疾病率ゼロ」を目標とした飼養管理技術など、生乳生産の効率化につながる技術を普及するため、情報提供や技術指導を行う。併せて、生産効率の改善に寄与する飼料等の新製品や新技術の開発・普及に取り組む。

(2) 高品質な生産資材の安定供給

北米を中心とした世界各国の産地情報を的確にとらえながら飼料原料及び輸入粗飼料の安定確保に努め、会員・酪農家のニーズにも対応して、全酪連グループの飼料工場における安全・安心で高品質の製品の製造と安定供給を行う。

また、水田活用、エコフィード等を含めた国産飼料の利用拡大に向けた取り組みを推進する。

③ 酪農生産物の有利販売

(1) 生乳需給調整機能と再委託事業の強化

直営乳製品工場及び本会と協力関係にある各拠点乳業者の機能を

一層強化すべく、施設の拡充も視野に入れるとともに、製造体制の見直しを検討し、地域ごとの需給調整手法を確立する。

また、生乳取引に係る諸問題への対応のために、適切な情報を発信していく。

(2) 乳製品の販売強化

国産脱脂粉乳、バター等に対する需要に応じて安定的な販売に努めるとともに、チーズの商品開発力を高めることにより、国産チーズの取扱いを強化する。

(3) 生体牛の取扱いの強化

会員と連携して効率的な集畜を行うとともに、販売先を確保することにより、生体牛の有利販売に努める。

④ 組織運営の効率化と財務体質の強化

(1) 業務の効率化

現業部門の業務活動をより充実させるため、人員体制の見直し等の検討を行い、併せて共管部門の業務の効率化に努める。

(2) 本会職員の育成

事業推進体制に沿った人員の確

保と人材の育成を図るとともに、組織を効率的に機能させるための人材配置を実施する。

(3) 基幹システムの安定稼働

業務の基幹システムの安定稼働を図るため、通信速度の増速、バックアップ回線の設置等のコンピュータネットワーク環境の最適化を進める。

(4) 財務基盤の強化

全酪連グループ内の資金及び保有資産の徹底管理、不稼働資産の売却等を通じて自己資本の充実を図り、財務体質の強化に努める。

(5) 全酪連グループの事業価値の向上

子会社及び関連会社を含めた全酪連グループ内における事業提携・移管等による事業の効率化に積極的に取り組み、グループを総合した事業価値の向上に努める。

⑤ コンプライアンス経営の推進

(1) コンプライアンス経営の推進

本会の「組織理念」と「行動規範」にのっとり、法令・規律の遵守等コンプライアンスに係る役職員の意識の保持に努める。

また、内部管理態勢を強化するため、自主検査員、内部監査員の資質向上のための研修や、監査資格の取得を推進する。

(2) 品質保証システムの継続的改善

安全で質の高い製品を安定的に酪農家や消費者に提供するとともに、更なる製品の信頼性向上を目指して、品質保証の諸規定の見直

し、業務の効率化等、品質保証システムの継続的改善を図る。

(3) 情報セキュリティに対する意識向上

情報セキュリティに対する意識向上を図るため、機密情報の管理や個人情報保護等に関する情報セキュリティ教育を継続実施する。

(1) 年度別売上高

(単位：百万円)

年度 部門	平成 26 年度 見込	平成 27 年度 計画	平成 28 年度 計画	平成 29 年度 計画
酪農事業	12,680	11,700	12,057	12,237
購買事業	80,777	80,770	80,799	81,231
合計	93,456	92,471	92,856	93,468

※百万円未満を四捨五入した数値を標記しているため、各項目の合計と表の合計が合致しない場合がある

(2) 年度別経常利益

(単位：百万円)

年度	平成 26 年度 見込	平成 27 年度 計画	平成 28 年度 計画	平成 29 年度 計画
経常利益	701	604	610	608

組合が取り組む

後継者支援事業

第4回

「育成牛の飼養管理について」研修会

東京支所管内

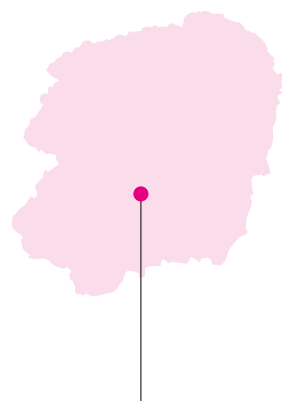


研修の様子

栃木県酪農業協同組合県南支所
上都賀青年部(高山大輔 部長)は、
平成27年1月28日(水)に昨今の酪農
情勢を踏まえた「育成牛の飼養管
理について」と題した研修会を参
加者15名で栃木県酪農業協同組合

県南支所会議室において開催され
ました。

「導入牛の高騰 後継牛不足を踏
まえ乳牛及び育成牛の管理の見
直しで経営安定を図る」が今回の
研修の目的であり、東京支所栃木
駐在員事務所室田職員・吉村職員
が講師として対応しました。研修
では、過去と比べ世界的な情勢の
変化や新興国の経済成長による資
材・原材料の高騰により現在の酪
農が厳しい情勢であることを改め
て説明しました。さらに今後、生産
資材の価格が大きく下がること
が見込まれないことから、酪農生産
現場で何をどのように取り組めば
これらの厳しい情勢に対応できる
のかについて、皆さんと話し合い
をしながら研修会が進められまし
た。研修の始めには参加者に初回



の種付け月齢及び初産分娩
月齢について質問をし、初
産分娩までの必要飼料量
(試算)について説明をし
ました。初産分娩までの期間
の短縮による経費削減につ
いては、本会の強化哺育体
系を改めて説明し、大変興
味をもつて話を聞いていた
できました。その他、乾乳期
管理のポイント、分娩時の
管理、初乳の重要性、スター
ターと水の重要性、子牛の
グループ育成の利点と問題
点、離乳時のポイント、育
成牛管理のポイント、繁殖
管理、飼料高騰時の飼料効率等
についても説明しました。また各
セッション・スコアリングにつ
いては、全員で確認しながら長
間にわたり研修会が進められ
ました。



情報の共有化を図る

これまでに本会酪農セミナーで
報告した内容の復習にもなってお
り、参加の方々には厳しい酪農情
勢の下で対応するためにすべきこ
とについて意見交換も交えながら
興味深く話を聞いていただき、有
意義な研修会となりました。

- 主催
栃木県酪農業協同組合
県南支所上都賀青年部
- 参加人数
15名
- 開催者
高山大輔 部長

平成26年度

監事・役職員研修会

3月5日(木)・6日(金)、静岡県熱海市の「熱海後楽園ホテル」において、平成26年度監事・役職員研修会を開催しました。当研修会には全国の会員組合の監事・役員 本会職員を合わせ計67名の参加がありました。



会
目
半
日
前
研
修

監事監査と監査の責任について

J A全国監査機構 監査企画部

白石 幸人 担当部長



昨今、監事・監査役の取り巻く変化としては、法令(会社法、農協法、銀行法、金商法)の改正により、監事・監査役の権限と責任が高まってきた事例を紹介。注意したい事例として「社外監査役(員外監事)の資格要件の厳格化(H26・6改正―会社法、農協法)を挙げる。具体的には、「(員外監事は本人の)配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。」としており、配偶者の兄弟姉妹は含まれないので注意したい。

また、理事の法的責任と監事の重要な役割として、①具体的な法令違反、②「経営判断の原則」の逸脱、③監視義務違反、④内部統制システムの構築義務違反、などがあるとしています。その他、監査の視点やリスク管理態勢の計測手法

について指摘事例集を基に、現場の問題点の原因が本店所管部や経営陣の「態勢整備の不備」や「実態把握の不足」等として指摘された事例、着目点などを紹介。

以上のことから、組合の経営管理、内部管理を自ら強化していくために、監事、内部監査、J A全国監査機構の監査が夫々の機能・役割を果たしていく必要があるが、取締役(理事)の職務執行をチェックする監査役(監事)に対する役割と責任が高まっていることを認識の上、対応いただきたい。J A全国監査機構も組合の経営管理、内部管理、態勢強化に資する業務監査の取り組みに注力していく方針である。詳しくは「監査室だより」をご覧ください。

会
目
半
日
後
研
修

農業の未来を切り拓く ― 農協改革・TPPの深層 ―

株式会社日本農業新聞 緒方 大造 論説委員



られているのか)を農家、我々が情報共有することが大切である。

正直、今の農協には見直さなければならぬ大きな問題があると思っている。農協が今、何を求められているのか。地域のため、組合員のため、何をしなければいけないのか、その事を突き詰め、継続的に事業に展開していく、これこそが今、農協組織に問われている事であろう。

TPP交渉は山場を迎えているが、与党6割の議員がTPPには慎重派であるといわれている。国會議員が国会決議に反してTPP決議に賛成できるのかどうか。TPPに関して今我々が出来る事は、我々が推薦した国會議員にプレッシャーをかけ続ける事である。

研修会
2日目

酪農を取り巻く情勢について

一般社団法人中央酪農会議 内橋 政敏 事務局長



現在、日本の生乳生産量は745万t（北海道385万t、都府県360万t…2013年度）で都府県を逆転して北海道が全国で過半を占めている。平成8年のピーク時870万tからは130万t減少している。一方、人口が減少している中、国内需要量は1,164万tで米の需要（870万t）を大きく上回り基礎的な食品と位置付けられている。生乳生産量との差は、チーズを中心に海外から輸入している現状である。

酪農家戸数はこの10年で約1万戸も減少し、ピーク時の1/20で

ある。「平成の畜産飢饉」と呼ばれた平成20年当時、離農に大きく結びつかなかった北海道の減少率が最近は大きく、3%を超えるようになった。1戸当たりの飼養頭数は現在も伸びているが、高齢化の進展等、規模拡大による生産維持も限界にきている。離農について、同会議が実施した「酪農全国基礎調査」によると、後継者はいるがTPP等による先行き不安から酪農を継がせないという実態も半数を占めており、そういった厳しい中で今後酪農家をどう支えていくか、農協・行政の役割が非常に重要になってきている。

研修後のアンケートでも、「業務に活かせる内容の講演だった」との回答も多く頂きました。今後ともアンケートでの御意見を参考にさせて頂き、有意義な情報発信の場としていきたいと考えております。なお、当研修会の内容についてのご質問・また資料請求のご希望などがありましたら、全酪連指導・企画部（03-5931-8003）もしくは各支所指導組織課までお問い合わせください。

全酪連2015年度のニューフェイスが集結！

4月1日㈪、全酪連本所 相鉄田町ビル（東京都港区）において平成27年度新入職員入会式が行われ、大学・大学院卒業者13名、高校卒業者4名が入会しました。これからよろしくお願いいたします。



役員との記念撮影



新入職員一人ひとり辞令を受ける

監事監査と 監事の責任 について①

JA全国監査機構 監査企画部 担当部長
白石 幸人氏 講演録

去る平成27年3月5日、熱海市において平成26年度全酪連定例研修会「監事・役職員研修会」が開催されました。この研修会では昨年に引き続き、JA全国監査機構監査企画部の担当部長白石幸人氏に「監事監査と監事の責任について」と題し講演いただきました。

私たち酪農専門農協にとっても、監事監査は組織運営の充実や健全な発展を図るために大変意義のあることだと思います。監査室だよりでは、今月号から2回に分けて講演録の形でこの研修会の内容を紹介します。

I 監事の役割と 責任について

1 高まる監事・監査役の権限と責任

組合の健全経営を求めガバナンス（組合統治）の強化が叫ばれるなか、農協法・会社法・銀行法・金商法、当局検査などの動向を受け監事・監査役の権限と責任は高まりを増しています。

(1) 社外監査役（員外監事）の資格要件の厳格化（農協法、会社法）

平成26年6月の会社法改正にお

改正後の農協法第30条12項

第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合（その行う信用事業又は共済事業の規模が農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合

いて、独立性強化の観点から社外監査役の資格要件が見直されたことに伴い、農協法に規定する員外監事について、以下の改正が行われた。なお、施行日以後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、改正前の員外監事の要件に該当する者で差し支えない。（施行日：平成27年5月1日）

を除く。）にあつては、監事のうち1人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

一次のイ又はロに掲げる組合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者以外の者であること。

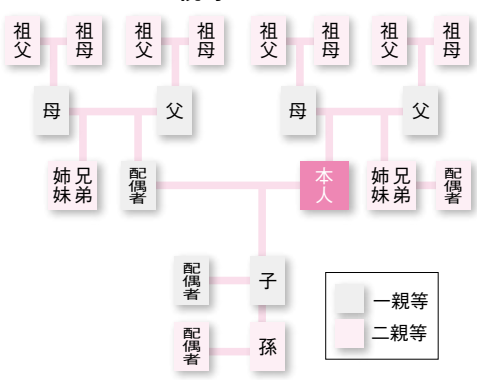
イ 農業協同組合 当該農業協同組合の組合員又は当該農業協同組合の組合員たる法人若しくは団体の役員若しくは使用人

ロ 農業協同組合連合会 当該農業協同組合連合会の会員たる法人の役員又は使用人

二 その就任の前5年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかったこと。

三 当該組合の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。（H26・6改正）

二親等について



〔農協法第30条12項の農林水産省令で定める基準〕
（農協法施行規則第77条一部抜粋）
・法第10条第1項第3号の事業（信用事業）を行う農業協同組合
事業年度の開始の時に貯金・定期積金の合計額が50億円未満であること。
・法第10条第1項第10号の事業（共済事業）を行う農業協同組合
事業年度の開始の時に貯金・定期積金の合計額が50億円未満であること。
・法第10条第1項第3号及び第10号の事業を併せ行う農業協同組合
事業年度の開始の時に貯金等合計額及び責任準備金額がいずれも50億円未満であること。

〔配偶者又は二親等内の親族〕

- ・ 配偶者
- ・ 当該者の父母、兄弟姉妹、祖父母、子、孫
- ・ 配偶者の父母、兄弟姉妹、祖父母
- ・ 兄弟姉妹、子、孫の配偶者

※配偶者の兄弟姉妹の配偶者は含まれない

(2) 監査役への会計監査人の選任・解任提案権の付与（会社法）

これまでは、株主総会に、取締役が会計監査人の選任・解任提案を行う際には事前に監査役の同意を得る必要があったが、平成26年6月の会社法改正（施行日・平成27年5月1日）で、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任議案の内容そのものを監査役が決定することとされた。（会社法344条「会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定」）

(3) 監査役の適格性要件の導入（銀行法等）

平成25年6月に銀行法および保険業法が改正され、監査役にフィット&プロパー原則が適用された。平成24年8月に公表された「我が国の金融部門評価プログラム（IMF）」において、銀行の監査役（監事）に適格性要件が導入されていないこと等、銀行のコーポレートガバナンス機能を改善すべきとの提言がなされたことが背景。

監査役の選任プロセスについて、金融機関側による客観的な説

明が求められる。

銀行法 第七条の二（取締役等の適格性等）

次の各号に掲げる者は、当該各号に定める知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

一 銀行の常務に従事する取締役 銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

二 銀行の監査役 銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験（H25・6改正）

（ちなみに）

農協の模範定款例 第27条（役員の定数）

3 常勤の理事および監事は、この組合の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、か

つ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

(4) 不正対応における監査役と会計監査人との連携強化（会社法、金商法）

法令では、会計監査人が取締役の不正や法令・定款違反を発見したら、直ちに監査役に報告することが義務づけられており（会社法397条（農協法37条の2で準用）、特に金商法が適用される上場企業にあつては、監査役が動かない場合は、会計監査人から直接金融庁に申し出ることとされている（金商法193条の3）。平成24年のオリンパス事件等を契機にこれらのルールを厳格に運用しようという確認がなされている（会計監査人との連携に関する実務指針H26・4改正日本監査役協会）。

(5) 検査当局の監事・監査役を見る目の変化

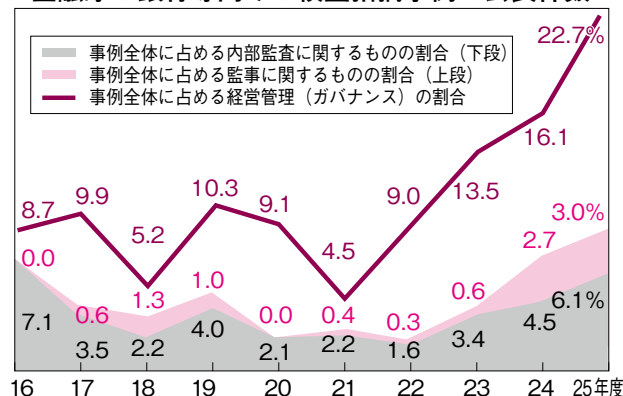
金融庁は金融モニタリング（注）レポート（H26・7）において、監査役監査の実態分析・評価を実施したうえで、今後の検査の課題として、

「今後のモニタリング（検査）においては、監査役監査の重要性に鑑み、今回の検証において把握された形式的な態勢の整備状況に加え、監査役・監査役会の実質的な機能発揮状況について検証していくことが重要となる。その際には、ウェブサイト及びオンサイトでのモニタリングにおいて、監査役及び監査役会との直接の意見交換等を行っていく必要がある。」としている。

金融検査指摘事例集をみると、監事・監査役への指摘事例件数の割合が近年高まってきている。

（注）立入検査と立入検査以外の情報収集の総称

金融庁の銀行等向けの検査指摘事例の公表件数



2 理事の法的責任の4類型と 監事の役割

理事の法的責任には次の4つの類型がありますが、理事がこのような法的責任を問われることのないようにチェック・監視することが監事の重要な役割です。

(1) 具体的な法令違反

自ら違法行為に関与し、組合に損害を与えた場合の責任

(2) 「経営判断の原則」からの逸脱

内容や手順が著しく不合理な意思決定を行った結果、組合に損害を与えた場合の責任

「経営判断の原則」

重要な融資等の経営判断をする場合は、①「十分な情報を集め」「複数の案を比較検討」「必要に応じ専門家の意見も踏まえ」十分に検討したうえで、②内容やプロセスが不合理でない意思決定を行えば、結果的に判断が失敗して組織に損害を与えた場合で

も、法的責任（善管注意義務等違反）は問われない。

判例1参照

(3) 監視義務違反

他の役員が違法行為等を行っている疑いがある場合に、事前に差し止めなかった責任

「監視義務」

理事には、理事会の構成員として、他の理事の職務の執行の状況を監督する責任があり、理事会で意見を述べる等のほか、場合によっては理事に対して理事会決議で行為の是正を命じることも可能。理事としてこうした監督権を適切に行使していくことが求められる。

(4) 内部統制システム構築義務違反（会社法上の大会社、JABAリンク）

コンプライアンス・リスク管理態勢を構築・運営する責任

「内部統制システム」とは…

- ① 事務ミスを防止または発見する
- ② 業務を効率的に行う
- ③ 不祥事を防止または発見する

これらを目的とした「仕組み」

判例2参照

判例1 「経営判断の原則」

●T信金会員代表訴訟：理事の善管注意義務・忠実義務違反

- ① A社への土地購入・建物建築資金「事実認識に不十分な誤り」があるとされた例

▼常務審査会に提出された営業店・審査部の調査不十分（建築後入居予定の確認資料、建築着工の裏付資料なし）。常務会出席理事には基本的に信頼の権利がある（営業店・審査部の調査を信頼して判断してよい。）が、この場合は添付資料から調査不足が十分認識できたはずで、安

易に信頼しすぎ。

- ② 経営危機B社への追加融資「意思決定が不合理」であるとされた例

▼確実な担保なく支援融資する場合は、常務審査会として、支援しない場合の不利益と、支援した場合の回収見込等の利益を比較して、利益が大きい場合にのみ融資に合理性が認められる。

●「農協の理事が、（中略）融資の実行にあたって借主の償還能力や事業計画の合理性、実現可能性、担保評価の適切性等について十分な調査、審議を尽くさないまま漫然と承認・実行し、その融資金が回収不能となったときは、理事としての善管注意義務等違反により農協に対する損害賠償責任を免れない。」（平成19年7月地裁判決）

このような場合に、「審議が十分に尽くされていないので、再度検討願いたい。」との意見を述べ、再考を促すのが監事・監査役の役目。

判例2 「内部統制システム構築義務」

●大和銀行株主代表訴訟事件「NY支店における職員の不正取引（平成7年発覚）を未然に防止できなかった取締役11名に総額約830億円の損害賠償責任。『取締役は取締役会の構成員として、リスク管理態勢を構築すべき義務と、その履行状況を監視すべき責任がある。』（平成12年9月大阪地裁判決）」

●神戸製鋼株主代表訴訟事件「総会屋利益供与（平成9年発覚）で、違法行為に関与せず認識もなかった経営トップに法的責任。元会長以下7名が3億1千万円で和解。『企業トップの地位にありながら内部統制システムの構築を行わず放置してきた代表取締役が、社内になされた違法行為について、これを知らなかったと弁明するだけでその責任を

免れることができるのは相当でない。』（平成14年4月神戸地裁所見）」

出典 JAバンクアカデミー・農林中央金庫 黒羽 徹氏

3 監督指針における監事の業務監督

JAの監事には、内部管理態勢（内部統制システム）の監視・検証が求められています。

(1) 農業協同組合向けの総合的な監督指針（農水省）

- Ⅱ-1 経営管理体制 Ⅱ-1-2-4 役員体制
- Ⅱ-1-2-4-2 主な着眼点
- (4) 監事
 - ① 監事は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
 - ② 監事は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。

③ 監事会を設けている場合であっても、各監事は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。

(2) 系統金融機関向けの総合的な監督指針（農水省）

- Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目 Ⅱ-1 経営管理（ガバナンス）
- Ⅱ-1-2-1 組合に係る主な着眼点〔組合〕
 - 経営管理が有効に機能するためには、（中略）経営管理委員会、理事会、監事、監事会といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。（中略）
 - (4) 監事及び監事会
 - ① 監事及び監事会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。

- ② 監事及び監事会は、独立の機関として経営管理委員及び理事の職務執行を監査することにより、組合の健全で持続的な成長を確保することが基本責務であることを認識し、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を的確に実施し必要な措置を適時に講じているか。
- ③ 監事及び監事会は、監査の実効性を高め監査職務を円滑に遂行するため、監事の職務遂行を補助する体制等を確保し有効に活用しているか。
- ④ 監事会を設けている場合であっても、各監事は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。特に、員外監事の設置を義務付けられている組合にあつては、員外監事が監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその設置が義務付け

監事監査基準等の体系

株式会社	JA
監査役監査基準 内部統制システムに係る監査の実施基準 監査役会規則 監査役監査実施要領 連結計算書類の監査役監査要領 監査報告のひな型について 連結計算書類の監査役監査報告書のひな型 会計監査人との連携に関する実務指針	JA監事監査基準 監事監査規程 監事会規則 監事監査実施マニュアル 監事の作成する決算書類に関する監査報告の作成例について JA全国監査機構との連携のための実施指針

・農業協同組合向けの総合的な監督指針(農水省) ・系統金融機関向けの総合的な監督指針(農水省) ・共済事業向けの総合的な監督指針(農水省)...	・検査方針・統一検査事項および検査周期 ・系統金融検査マニュアル(農水省) ...金融検査マニュアル(金融庁) ・検査事例集 (金融検査 ・3者要請検査)
---	--

■ 本資料中で言及したもの

られていることを自覚し、客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、監査を実施しているか。また、常勤監事の設置が義務付けられている組合にあつては、常勤監事の常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び情報収集に積極的に努めるなど、組合内の経営管理態勢及びその運用状況を日常的に監視・検証しているか。

⑤ 監事は業務監査の職責を担っていることから、経営管理委員及び理事が内部管理体制勢（いわゆる内部統制システム）の構築のための義務を適切に果たしているかを監査する職務を担っており、この職務を果たすことが、自身の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。

4 JA監事監査基準における業務監査の3本柱

「JA監事監査基準」には、第1に一般基準（監事の心得）、第2に体制基準、第3に実施基準、第4に報告基準という4つのパ

トからなっていますが、第3の実施基準の「(1)経営管理委員および理事の職務執行の監査」の項目に、理事の法的責任4つの類型に関して監事のなすべきことが書かれています。

第1 一般基準 …… 監事の心得

第2 体制基準

…… 監事・監事会、選任、補助体制、報酬と費用

第3 実施基準

…… 監事の項目と方法（何を、どのように）

業務監査の3本柱には次の3つがあり、理事の法的責任や当局の監査指針に対応した監視・検証活動が定められています。

(1) 経営管理委員および理事の職務執行の監査

1. 監事は、経営管理委員および理事の職務の執行を監査する。

2. 前項の職務を果たすため、監事は、次の職務を行わなければならない。

① 監事は、経営管理委員会および理事会の決議その他における経営管理委員または理事の意思決定の状況（▼法的責任(2)）ならびに経営管理委員会および理事会の監督義務の履行状況（▼法的責任(3)）について、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行の観

点から監視し検証する。

- ② 監事は、経営管理委員および理事が、**内部管理態勢を適切に構築し運用しているか**（▼**法的責任**(4)）を監視し検証する。

- ③ 監事は、経営管理委員または理事が**組合の目的外の行為**その他法令もしくは定款に違反する行為（▼**法的責任**(1)）をし、またはするおそれがあると認めたとき、組合に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたととき、**組合の業務に著しく不当な事実を認めたときは**、経営管理委員または理事に対して**助言または勧告**を行うなど、必要な措置を講じる。

- ④ 監事または監事会は、経営管理委員または理事から組合に**著しい損害が発生するおそれがある旨の報告**を受けた場合には、**必要な調査**を行い、経営管理委員または理事に対して**助言または勧告**を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。

3. 監事は、前項に定める事項に

関し、必要あると認めたときは、経営管理委員会もしくは**理事会の招集または理事の行為の差止め**を求めなければならない。

(2) 内部管理態勢の整備状況の監査

1. 監事は、経営管理委員および理事が**次の諸事項を含む内部管理態勢を適切に構築し運用しているか**を監視し検証しなければならない。

- ① 経営管理委員、理事および職員の職務執行が法令または定款等に違反しないための**法令等遵守体制**

- ② 組合の重大な損失の発生を未然に防止するための**リスク管理体制**

- ③ **財務情報**その他組合情報を適正かつ適時に開示するための**体制**

2. 監事は、内部管理態勢の構築状況および運用状況についての**報告を理事から定期的に求め**なければならない。

3. 監事は、前項に定める報告のほか、**内部監査部門等との連携**

および**J A全国監査機構**からの

報告等を通じて、内部管理態勢の状況を監視し検証しなければならない。

4. 監事は、内部管理態勢に関する監査の結果について、**適宜経営管理委員会および理事会に報告し、必要あると認めたときは**、経営管理委員または理事に対し**内部管理態勢の改善を助言または勧告**しなければならない。

(3) 利益相反取引等の監査

1. 監事は、次の取引等について、経営管理委員または理事の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならない。

- ① J Aと理事の**利益相反取引**
- ② 組合がする**無償の財産上の利益供与**

- ③ 子会社もしくは組合員または会員との**通例的でない取引**

2. 前項各号に定める取引等について、組合内部等からの報告または監事の監査の結果、経営管理委員および理事の**義務に違反し、またはするおそれがある事実**を認めたときは、監事は、必

要な措置を講じなければならない。

3. 監事は、第1項各号に掲げる事項以外の重要または異常な取引等についても、法令または定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう経営管理委員または理事に対し**助言または勧告**しなければならない。

- (4) (5) (6) **会計監査、文書・情報管理の監査、組合情報開示体制の監査**

- (7) **監査計画および業務の分担、**
- (8) **経営管理委員会および理事会等への出席・意見陳述、**(9) **経営管理委員、理事、職員からの報告受領、**(10) **内部監査部門との連携、**(11) (13) **その他の調査、J A全国監査機構との連携、訴訟への対応等**

第4 報告基準

……**監査報告書、総会・総代会への報告**

（次号につづく）

札幌
支所発

「釧路丹頂農協青年部研修会」を開催

3月17日(火)、釧路丹頂農協（武藤清隆代表理事組合長）管内の青年部による研修会が開催されました。今回は、酪農後継者支援への取組の一環として、本会酪農生産指導室 丹戸靖課長代理を講師に招き、「気付きと共有から始まる経営発展の仕組み作り ～うちの牧場はどうして手元に現金が残らないのだろう？～」と題しさまざまな観点からの事例を交えながら講演が行われました。研修会には管内の後継者約20名が参加し、皆、熱心に聞き入っていました。

現在、まだ経営継承されずにいる後継者に



◀ 研修会の様子

としては、自分の経営実態を知る為にはどうしていったら良いのかなど、切実な思いにこたえる講義となりました。

今回、後継者向けとしては初めての研修会開催となりましたが、引き続き第2回3回と継続し、後継者の支援に少しでも役に立てればと感じる研修会でした。 (M.H)

仙台
支所発

「畜舎環境美化コンクール」最優秀者決定 — みやぎの酪農協婦人部 —

みやぎの酪農農業協同組合（伊藤一成代表理事組合長）主催の「平成26年度畜舎環境美化コンクール」が開催され、去る3月17日に同組合大会議室において、表彰式が行われました。

この畜舎環境美化コンクールは、年度当初に事前に配布された花の種を基本に、オリジナリティーを加えながらそれぞれの牧場周辺を飾り立てその美しさを競うものです。審査は写真によって行われるため、植生の美しさはもちろんのこと、写真の腕によっても大きく左右されます。

総出品数19牧場の中で最も多くのポイントを獲得し、最優秀賞（宮城県知事賞）に選ばれたのは大崎支部の佐々木礼子さんの作品でした。また、わずかの差で優秀賞に選ばれたのは仙南支部の佐久間幸恵さん、村上智子さん、石

最優秀賞に選ばれた
佐々木礼子さん



◀ 受賞作品
(4点出品のうち)



巻支部の浅野真由美さんの作品でした。

出品された作品はどれも甲乙つけがたく、審査にあたった宮城県畜産課草地飼班・菅原技術補佐や伊藤組合長らは、審査にとっても苦労したと口をそろえていました。

このコンクールは、牛舎を彩るばかりでなく、畜産のイメージアップや街の環境美化にも貢献するととても大切な行事になっており、末永く続くことを祈ってやみません。 (I.M)

名古屋
支所発

中部代表は福井邦仁さん、藤田千恵子さんに決定！

— 第44回中部酪農発表大会開催 —

3月19日(木)～20日(金)に中部酪農青年女性会議(小笠原和美委員長)主催の「第44回中部酪農青年女性酪農発表大会」が、三重県鳥羽市「鳥羽国際ホテル」で100名の酪友、関係者が参加して盛大に開催されました。

大会は青木隆明副委員長の開会宣言、参加者全員での統一綱領唱和で幕を開けました。

小笠原委員長の主催者挨拶に続いて、来賓の農林水産省東海農政局生産部・西元薫畜産課長、三重県農林水産部・西口茂課長補佐、三重県酪農業協同組合連合会・庄司定己代表理事会長から挨拶がありました。

経営発表の部は、「酪農教育と循環型エコ酪農の実践」と題した渡邊友裕さん(三重県)と「愛知県に適した酪農経営を目指して」と題した福井邦仁さん(愛知県)の2名で、優秀な経営の成果が発表されました。厳正な審査の結果、最優秀賞には福井邦仁さんが選出されました。

意見・体験発表の部では、高橋明美さん(三重県)、藤田千恵子さん(愛知県)、河野庸祐さん(岐阜県)の3名が、感動、共感を誘う意見や体験を発表しました。



▲ 発表者5名(左から)
渡邊さん、福井さん、高橋さん、藤田さん、河野さん

審査は、各県会議より推薦された酪農家13名の審査員によって厳正に行われ、審査の結果、「やっぱり牛が好き」と題した藤田千恵子さんが最優秀賞に選出されました。

大会終了後の懇親会では、踊り、マジックショー、お楽しみ抽選会、中部酪農青年女性会議役員による「明日があるさ」(替え歌)等々で、大いに盛り上がり、酪友相互の懇親を深めました。

なお、福井さんと藤田さんは7月15日(水)～16日(木)に東京都で開催される全国酪農青年女性会議主催の「第44回全国酪農青年女性酪農発表大会」に中部代表として発表します。

(F.K)



▲ 福井邦仁さん



▲ 藤田千恵子さん

大阪
支所発

兵庫県酪農の未来に向けて — 酪農研究会 —

兵庫県酪農農業協同組合連合会（塩見忠則 代表理事会長）は、兵庫県と共催で「平成26年度酪農研究会」を3月11日に中央労働センターで開催しました。開会の挨拶に立った塩見忠則代表理事会長は、日頃の良質乳生産に対する酪農家の努力に謝意を表し、来年度には県下の酪農家が参加する新たな酪農組合を設立することに触れ、全酪農家の賛同を得て取り組んでいくと決意を表明されました。

次に挨拶された兵庫県農林水産局畜産課 山根正男課長は、県議会の予算審議に当たり後継者確保や生産基盤の強化等酪農振興を図っていくと強調した上で、「県内では年間約20万tが飲用処理されている。その内10万tは県内生産したい」と目標を示されました。

その後、昨年実施された県単独事業の「ひょうごの乳牛乳量・乳質アップ推進事業」と県酪連事業の「兵庫県良質生乳生産コンクール」の結果が発表され、乳量・乳質アップ推進事業で



▲ 講演会場

は、平成26年度優良牛群認定農家と知事受賞者8名が表彰されました。また、事業推進に携わった優良検定員6名に県酪連会長より感謝状が贈られました。良質生乳生産コンクールでは、最優秀賞に兵庫六甲農協所属の木戸卓仁さんを選出され、近畿農政局長賞を受賞されました。

講演会では、東京大学大学院の鈴木宣弘教授を迎え、年末のバター不足の背景となる酪農現場の実情からTPP交渉の現実、米国・カナダとの酪農政策比較や生産・流通・小売間のパワーバランスによる価格形成の実態等をわかり易く解説して頂き、「適切な政策のバックアップと酪農家（界）の努力で日本、兵庫県の酪農の未来を拓こう」とエールを送って頂きました。

最後に、閉会の挨拶を行った丸尾建城代表理事副会長は、良質生乳生産コンクールについて、ご自身が「最優秀賞を受賞した木戸氏に追いつけ、追い越せるよう努力していきたい」と酪農家の意識の高さを示されました。来年度に予定されている新組合の設立を控え、酪農家の結束と酪農生産基盤の維持を訴えて、閉会しました。

(S.T)



◀ 塩見会長挨拶



鈴木教授講演 ▶

福岡
支所発

熊本県「第40回酪農女性の集い」 開催される！

3月6日(金)、熊本県立劇場（熊本県熊本市）において、熊本県酪農女性部協議会（菊池美佐子会長）、熊本県酪農業協同組合連合会（吉田孝壽代表理事長）主催の「第40回酪農女性の集い」が開催されました。この集いは、酪農家と一般消費者との繋がりを作り、酪農を身近に感じていただくことを目的としており、総勢750名が出席しました。熊本県酪連 吉田孝壽代表理事長の挨拶では、厳しい酪農情勢につ



▲ 吉田孝壽代表理事長

いての説明と、県内酪農への理解をお願いする説明があり、開演となりました。

会場では、楽しいイベントが盛り沢山。午前中



▲ アトラクションの様子

はタレントで一男一女の父親でもある黒木よしひろ氏が、「子育てイクメン」と題し、子育ての楽しさや苦労について実体験を基に講演され、会場は終始笑いが絶えませんでした。

午後は県内酪農家による地域別アトラクションが行われ、踊り歌う姿に手拍子や歓声が起こるなど、盛り上がりを見せていました。県内産乳製品を一般消費者の方にプレゼントするお楽しみ抽選会や酪農家への質問コーナーも開催されるなど、酪農家と一般消費者の架け橋となり、酪農家のパワーも体感できる素晴らしい大会でした。（K.S）

福岡
支所発

「第58回 佐賀県酪農婦人の集い」 開催される！

去る2月27日(金)、佐賀県酪農婦人部連絡協議会（川久保美保子会長）、JAグループ佐賀畜産振興協議会（中野古實会長）主催の「第58回佐賀県酪農婦人の集い」が、武雄市「武雄センチュリーホテル」において、約80名の酪農婦人及び関係者が参加し開催され、本会からも来賓として中村公吾常務理事が出席いたしました。

収益向上や環境美化に取り組み、県内酪農家同志で交流することで団結を強めるこの大会のスローガンに則り、乳質改善共励会、生乳需要期増産表彰、牛群高能力表彰、牧場花いっぱいコンクールの表彰式が行われました。

続いて行われた意見・体験発表では、「のんびり楽（酪）農」と題して多久市の古川美津子さんが発表されました。最後に、佐賀県酪農婦



発表の様子 ▶

人部連絡協議会 原口真里子副会長により「婦人の集い宣言」が読み上げられ、会場から大きな拍手をもって採択されました。



▲ 古川美津子さん

午後からは、「夢は牛のお医者さん」という映画の鑑賞会が行われました。小学校のときに学校で子牛を飼った経験から獣医を目指し、その夢に向かって奮闘する少女に26年間密着したドキュメンタリー作品で、牛が好きだという強い想いと夢を追うひたむきな姿に、参加者の皆さんは終始見入っていました。

佐賀県の酪農を支える女性のパワー、そして58回という歴史を感じるすばらしい催しでした。（K.S）

第42回

らくのうこどもギャラリー



1 募集規定

- (1) 酪農を中心とした題材の図画(大きさは自由)
- (2) 自作で未発表のものに限ります。
- (3) 作品には、題名・住所・氏名・振り仮名・年齢・学校名・学年・保護者名を必ず記載してください。また、酪農家の子弟については保護者の所属組合名を記載してください。
- (4) 作品返却を希望される方は応募時に返却希望の旨を申し出てください。

2 応募資格

4歳から中学生までの酪農家の子弟、および酪農に関心のある一般のお子さん。

3 締切日

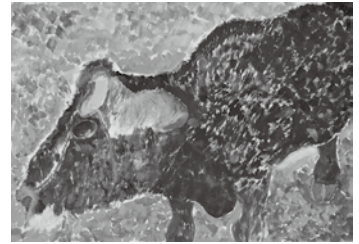
平成27年5月29日(金)(当日消印有効)

4 提出先

下記「提出先一覧」中の最寄りの酪農青年女性(婦人)会議事務局宛に提出してください。

5 審査結果の発表

「第44回全国酪農青年女性酪農発表大会」の発表要旨、および全酪連会報7月号に審査結果を掲載いたします。



第41回特選 「牧場の牛」
横山恵也さん

6 褒 賞

- ・特 選 1点
- ・入 選 4点以内
- ・秀 作 若干
- ・ファミリー賞 若干
(牛とのふれあいなど、ほのぼのとした雰囲気を持つ作品に贈られます)
- ・あすなる賞 若干
(小学校入学以前の方の優秀作品に贈られます)

◎特選に選ばれた方は、保護者(1名)同伴で「第44回全国酪農青年女性酪農発表大会」に招待します。

◎入賞者には記念品を贈呈いたします。

◎図画の優秀作品は、作者の顔写真・審査講評と共に「全酪連会報」の最終ページに掲載します。

第6回

酪農いきいき フォトコンテスト

1 テーマ

- ①「牛のいる風景」
- ②「酪農作業風景」

※いずれも、酪農家がいきいきと牛乳生産に励む様子や、安心安全な牛乳生産のため懸命に仕事に取り組む姿勢が感じられるようなもの。



第5回最優秀賞 「ほくお手伝いできるよ」
玉根可奈 氏

2 募集規定

- (1) 写真は可能な限りデータで提出してください。
- (2) 自作で未発表のものに限ります。
- (3) 作品には、題名・氏名・振り仮名・住所・所属組合名を必ず記載してください。

3 応募資格

酪農家

4 締切日

平成27年5月29日(金)(当日消印有効)

5 提出先

下記「提出先一覧」中の最寄りの酪農青年女性(婦人)会議事務局宛に提出してください。

全国酪農青年女性会議では、酪農家の生活や牛乳の生産現場をより鮮明に消費者に伝えていくことを目的に、「酪農いきいきフォトコンテスト」を実施します。

つきましては、下記のとおり作品を募集しますので、ふるって応募いただきますようお願いいたします。

6 審査方法

応募作品を「第44回全国酪農青年女性酪農発表大会」の会場内に掲載し、大会参加者の投票による審査を行います。

(応募多数の場合は事務局による予備審査を行います。)

7 審査結果の発表

①「第44回全国酪農青年女性酪農発表大会」2日目に投票結果として掲示します。

②「全酪連会報」の表紙に使用します。(号数未定)

8 褒 章

- ・特 選 1点 (2テーマの中で特別に投票数の多かった作品)
- ・入 選 若干数(特選を除いて投票数の多かった作品数点)

◎入賞者には賞品を贈呈いたします。

◎提出していただいた作品の返却はいたしません。

◎応募していただいた作品は、全酪連会報およびカレンダーへの掲載を含め、今後各地での牛乳消費拡大活動(「父の日に牛乳を贈ろう!」キャンペーン含む)等で使用することがありますのでご了承ください。

提出先一覧

●北海道酪農青年女性会議

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1
酪農センター 全酪連札幌支所内
TEL 011-241-0765

●東北酪農青年婦人会議

〒980-0021 仙台市青葉区中央1-7-20
東邦ビル 全酪連仙台支所内
TEL 022-221-5381

●関東甲信越酪農青年女性会議

〒108-0014 東京都港区芝4丁目17-5
全酪連東京支所内
TEL 03-5931-8011

●中部酪農青年女性会議

〒460-0008 名古屋市中区栄1-16-6
名古屋三蔵ビル3F 全酪連名古屋支所内
TEL 052-209-5611

●西日本酪農青年女性会議

〒532-0011 大阪市淀川区西中島5-14-10
サムティ新大阪フロントビル6階 全酪連大阪支所内
TEL 06-6305-4196

●九州酪農青年女性会議

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-2-15
事務機ビル 全酪連福岡支所内
TEL 092-431-8111



大渡さんご家族 ▲

No.263
大渡康弘牧場
鹿児島県南九州市

酪農家と獣医師の両立

地域の紹介

今回ご紹介する大渡牧場は、鹿児島県南九州市にあります。

南九州市は、鹿児島市街地から約30km南西の薩摩半島南部に位置し、平成19年に川辺町、知覧町、額娃町が合併し誕生しました。火山灰シラスと言われる特殊土壌に覆われ、北部は森林、南部は広大な畑地が広がり、お茶やサツマイモ、採卵鶏など農業・畜産業共に盛んな地域です。また、知覧町の武家屋敷や特攻平和会館など歴史的な観光地としても賑わっています。大渡牧場が所属する鹿児島県酪農業協同組合（内匠秋夫代表理事組合長）では、今年2月現在で酪農家戸数194戸、平成26年度見込の年間出荷乳量は91,100tと、前年（平成25年度90,794t）越えを目指し、組合をあげて取り組まれています。

牧場の概況

康弘さんのご家族は、ご本人（40歳）、奥さんの恵さん（40歳）、



ご両親の弘男さん（72歳）とマリ子さん（66歳）、中学1年生の長男と小学5年生の次男、小学2年生の長女、3歳の三男の8人家族です。

牧場では、経産牛60頭、育成牛40頭を飼育し、トウモロコシ12ha、イタリアンライグラス7haの自給飼料も作っています。

作業はご両親と康弘さんご夫妻、従業員1名の5人態勢で行います。搾乳はご両親と康弘さん、哺育管理は弘男さん、畑作は弘男さんと康弘さん、治療は獣医師である康弘さんご夫婦、一般管理は全員で行いますが、搾乳、畑作、TMR作り、治療、と康弘さんは作業全般をこなします。

大渡牧場の歴史と康弘さんが 継ぐまで

大渡牧場は、昭和35年に弘男さんのご兄弟が1頭の乳牛を導入したことから始まります。翌年の昭和36年、弘男さんが高校卒業と同時に、兄弟で経営をスタートさせました。その後も増頭を続けながら、昭和50年には60頭の新牛舎を、平成3年には100頭のフリーストール牛舎を建設しました。平成15年に、弘男さんが兄弟経営から独立し、家族経営となりました。

康弘さんは、小さな頃から酪農に励む弘男さんご兄弟の姿を見て



牛舎の様子

育ったため、中学生の頃には、自身も酪農家を志すようになりました。しかし、高校1年生の時、家の牛が難産となり、弱った牛を獣医師に治療してもらったことがきっかけで「酪農と獣医師を両立できたら良いな」と思うようになり、必死で勉強し、見事大学に合格。平成11年には獣医師国家試験に合格し、晴れて獣医師になることができました。その後、経験を積むために農業共済組合に就職し、9年間経験を積みました。

農業共済組合勤務時代、休日は酪農の手伝いをしていた康弘さんですが、ご両親が休みなく働いている姿を見て、「自分が少しでも楽をさせてあげたい、家族みんなで働いてみたい」と感じるようになりました。獣医師である奥さんの恵さんも、「将来酪農がしてみたい」と結婚前におっしゃっていたこともあり、夫婦で相談し、両親にお願いしたことがきっかけで、平成20年、康弘さんが33歳のときに就農しました。また、同時に大渡家畜診療所も開業し、酪農家と獣医師の両立が始まりました。

た。平成26年には康弘さんが経営主となり、現在に至ります。

丁寧かつ徹底した飼養管理

酪農家としての作業をしながら、自給飼料畑の管理も行い、空いた時間に診療もこなす康弘さんですが、平均搾乳日数179日、経産牛1頭当たりの平均乳量9,465kg、平均受精回数2.1回、分娩間隔377日(平成27年2月牛群検定情報)と、ほぼ1年1産を誇ります。康弘さんご本人が分娩後約1カ月で子宮のフレッシュチェックを行うことはもちろんですが、弘男さん手作りの繁殖管理カードを活用することで、次回発情予定日、分娩予定日を一目で把握することができるようになっています。そして、毎朝発情牛を発見しやすい明け方から牛舎に入り、作業を行いながら家族全員で発情牛を見つめるよう観察し、発情を逃さない体制にしています。

また、乳質も乳蛋白3.4%、乳脂肪率4.2%、無脂固形率8.97%、体細胞数5.7万(同情報)と良質な生乳を維持しています。



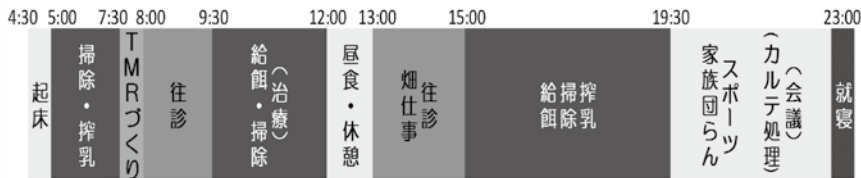
牛床に消石灰を撒いて消毒をしている



弘男さん手作りの繁殖管理カードの管理板
(上二段が次回発情予定日、下一段が月別の分娩予定牛)

①週に一度は牛床に消石灰を散布し、消毒を行う、②過搾乳をしない、③搾乳後のポストディッピングを行った後、ディッピング液が乾燥するまで立たせることで、乳頭口からの細菌の侵入を防ぐ、などの畜舎衛生管理、搾乳衛生管理を行うことで、乳房炎発生率が激減し、体細胞数も抑えることができます。

康弘さんは飼養管理のポイントを「1日の流れを極力変えないことで、牛にストレスをかけないこと。また、早期発見、早期治療を行うことで、事故も減り、乳牛の回転率も良くなる」とおっしゃいます。獣医師として診療の時間を捻出する



1日のスケジュール

ためにも、毎日の作業を正確に終えることが出来ているのかもしれない。また、酪農家・獣医師の両方の視点から、早期発見・早期治療の重要性をより理解されていらいっしやいます。

地域との交流

康弘さんは幼稚園、小学校のPTA会長を務めており、毎年幼稚園、小学校の食育体験の受け入れを行っています。幼稚園児には搾乳、哺乳体験や心音の聴診、分娩見学など、命の大切さをメインに伝え、小学生には体験学習をしながらも、解剖図を用いて、餌がどのように牛乳に変わるかなどを五感を使って学習してもらっているそうです。また、近隣の農業高校に、1、2カ月に1度は赴き、飼養管理や衛生管理、病気やワクチンを用いた予防方法について授業も行うなど、酪農に対する知識を地域へ還元しておられます。

また、所属している地域の川辺酪農青年部では、若手後継者向けに、と畜場から持ってきた子宮を用いて人工授精の指導も行ったこ



心音の聴診体験

ともあるとのこと、マルチな活躍をされていらいっしやいます。さらに、昨年度開催された第43回国酪農青年女性酪農発表大会の酪農意見・体験の部にて九州代表として発表されました。「全国の方と交流もでき、様々な経営形態も見ることができました。また、仙台で開催されたこともあり、大震災からの復興に取り組んでいる方々の頑張りを見て、自分も頑張ろう!と勇気づけられました。」

大渡牧場の今後

今後の短期的な目標は、「4月から酪農ヘルパー組合に加入したので、時間を作って、家族みんな

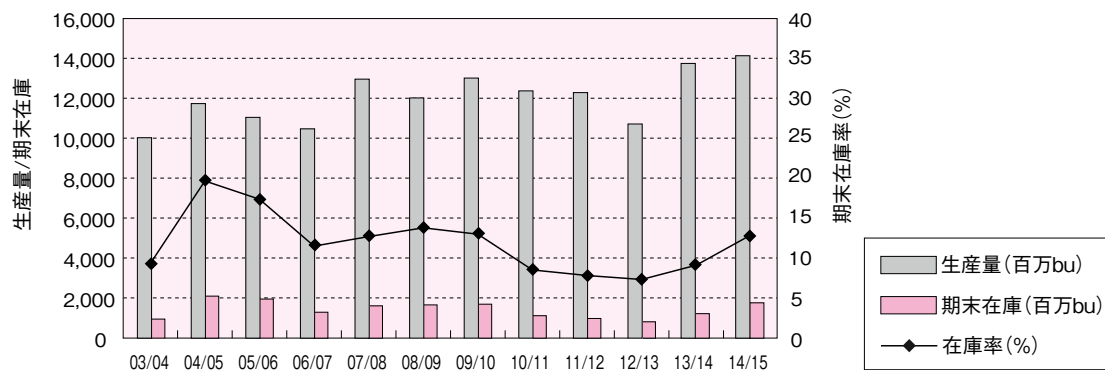
で旅行したい」とおっしゃる康弘さん。また、長期的な目標としては、「自家産牛乳を使用した、奥さんお手製の「絶品ミルクパン」を商品化してみたい」とのこと。獣医師資格には食品衛生管理者の資格も含まれているそうで、6次産業化も検討していきたいとのこと。また、長男が小学校の卒業文集に「酪農をしたい」と書いてくれたんだよ、と嬉しそうに話して下さるなど、終始ご家族への愛情を感じる目標を語っていただきました。

康弘さんに、何事にもパワフルに動くことのできる原動力を伺ってみましたら、「動物の命を助けたいという気持ち、地域に貢献したいという気持ちが強いんだと思います。子供たちにも、いつも「色々なことに挑戦しよう」と伝えていきます」とのお答えでした。酪農家と獣医師の二足の草鞋を履き、そのどちらも両立されている康弘さんと、それを支えるご家族の素晴らしいさを感じました。今後とも、大渡牧場がますます発展することを祈念いたします。

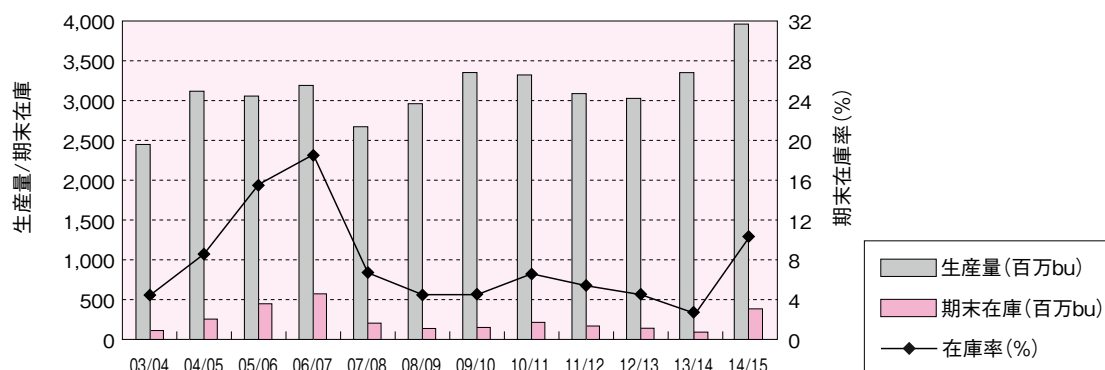
原料情勢 平成27年3月

3月10日発表 米国農務省 トウモロコシ 需給予想	【13/14年産】 作付面積95.4百万(前月95.4百万) エーカー、単収158.1 (158.1) bu/エーカー、生産量138億2,900万 (138億2,900万) bu、総需要量134億5,400万 (134億5,400万) bu、期末在庫12億3,200万 (12億3,200万) bu、在庫率9.2(9.2)%。
	【14/15年産】 作付面積90.6百万(前月90.6百万) エーカー、単収171.0(171.0)bu/エーカー、生産量142億1,600万(142億1,600万)bu、総需要量136億9,500万(135億4,500万)bu、期末在庫17億7,700万(18億2,700万)bu、在庫率13.0(13.4)%。
トウモロコシ 相場動向	シカゴ相場は、輸出の好調さが下支えとなり、このまま堅調に推移 していくと思われる。市場の注目は新年度の作付動向に移ってきており、大豆への転作によりトウモロコシの作付が減少するとの見通しである。実際に減少した場合、昨年並みの天候に恵まれ高単収が実現しない限り、生産は減少し供給過剰感も徐々に解消され、改めて買い意欲が強まる可能性が高い。
3月10日発表 米国農務省 大豆需給予想	【14/15年産】 需要・供給面ともに据え置かれ、期末在庫は前月と変わらず3億8,500万 (3億8,500万) bu、在庫率10.4(10.4)%。
大豆粕相場動向	シカゴ大豆相場は、米国に続き、南米のブラジル・アルゼンチンといった主要生産国でも史上最高豊作が確実視される状況になっており軟調に推移している。既にこの豊作が織り込まれた相場展開となっているとの見方が強く、これ以上の価格軟化は難しい。 国内産については、採算面で菜種より大豆処理が安価のため、今後は発生量が増加する見込み。輸入品は期待されていたインド産が伸びず、中国産が中心となる。価格は中国国内需要が減退していることから軟化が期待される。
槽糖類	国内産フスマは、消費増税後の小麦粉消費低迷が続いている影響を受け、発生量は低調止まり。しかしながら、飼料需要も低迷していることから需給の均衡は保たれている。グルテンフィードの国内産は、昨秋よりコーンスターチ・異性化糖の需要が低迷した状態が続く、需給は締まったままとなっている。主な輸入先である中国産は割高感があったが、現在は軟調に推移している。
海上運賃	旧正月明けの中国の需要も強まっているため、3月に入り市況は上昇基調で推移してきている。これから5月までは南米の貨物量が増加していくため、各船会社は強気であり価格は堅調に動く予想される。

米国産トウモロコシ生産量と期末在庫の推移



米国産大豆生産量と期末在庫の推移



輸入粗飼料の情勢

平成27年3月

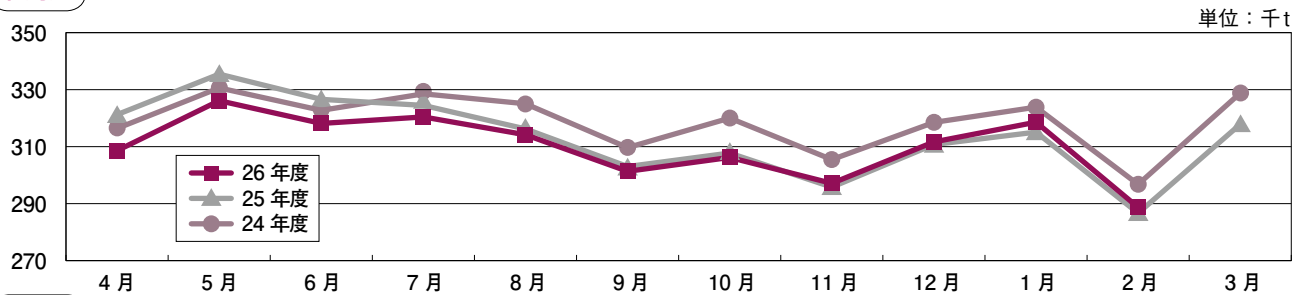
北米コンテナ船フレート	昨年5月からスタートした北米西岸港湾労使交渉は、現地時間の2月20日、新規5年の労使協約が使用者・労働者側双方の代表者間でようやく合意に至った。この暫定合意により、使用者側のロックアウト（労働者をヤードに入れさせない）や労働者側のストライキといった最悪の事態は免れたが、約4か月間に及ぶ労働者側の総業戦略の結果、ヤード内での滞貨、コンテナ船の沖待ちなど各主要港（オークランド・ポートランド・シアトル・ Tacoma他）では依然として全体的に遅延が続いている。また、スケジュール調整のため日本を抜港する船会社も出てきており、回復には2～3か月は要するとみられている。さらには、後ろ倒しを繰り返してきた本船の一部では予約が過剰に集中し、船社による一方的なキャンセルや積み残しなどが多発しており、引き続き注意が必要である。
海上運賃動向	3月15日付で通知されたGRI（海上運賃の一斉値上げ）の上げ幅は、100～600ドルと船会社により差があるが、航路によっては海上運賃が倍近くなる場合もあり、荷主側の抵抗も予想される。
ビートパルプ	【米国産】旧穀：1月初め、日本向けの主産地であるミネソタ州およびノースダコタ州の気温は暖冬気味で保管在庫の品質に若干の懸念があったが、2月に入って気温が下がり、例年並みの良好な保管環境に戻る。しかし、気候に関しては依然として先が読めず、春先に暖かくなりすぎると保管中に腐敗等のダメージを受けることもあり、生産数量が減少する可能性も考えられる。新穀：新穀の作付けはアイダホ州・ミシガン州などの早い地域で3月末、ミネソタ州・ノースダコタ州では4月10日前後からスタートする見込み。ニューヨーク州などの東海岸では例年では見られない降雪量について盛んに報道されているが、中西部ではむしろ降雪量は少なく、土壌水分の元となる降雪が望まれている。 【中国産】中国国内において飼料需要が伸び、輸出向けを抑え内需に向ける動きが加速しているため、今後しばらくは中国産ビートパルプが輸出市場に十分量出てこない可能性が高い。
アルファルファ	日本における北米産アルファルファの年間輸入数量は年々減少傾向にあるが、世界的な需要を見ると中東諸国の中で最も家畜が飼育されているサウジアラビアへの輸出が増えており、今後中東諸国の動きには注視が必要。新穀：エルセントロ地域では1月最終週ごろから刈取りが始まっているが、濃霧の発生や湿度が比較的高い時期があったため、高水分で仕上がったものが多く、輸出向け品質はごく僅か。米国内への流通もまだ始まっていない模様。さらには、3月に入り降雨により刈取りが出来ないため、一部圃場では刈遅れが出てくる懸念がある。価格については、米乳価クラスⅢが引き続き下がっており、現地酪農家にとっての損益分岐点を下回る乳価レベルになりつつある。そのため、乳価と強い相関関係があるアルファルファ新穀価格は、生産が順調に進めば更に軟化することが予想される。旧穀：在庫品は港湾混雑により産地で滞留しており、今後新穀の出荷が例年に比べ遅れたり、旧穀在庫の出荷を促すために価格が軟調傾向になる可能性がある。
チモシー	【米国産】作柄に恵まれた14年産は13年産に比べて全体的に価格は軟化したものの、非灌漑（ドライランド）が中心のアイダホ州では、他の牧草と比べ高値での取引が望めることから作付けは増加する見込み。主産地のひとつであるワシントン州キティマスバレーでは、雪解け水を灌漑水として利用し生産を行うが、今年は冠雪が少なく、新穀において2番刈を断念する農家が出てくるのではないかと懸念されている。また、ウォン高を背景に韓国からの引き合いが強くなっているものの、ローグレード品については各サプライヤーともに在庫を抱えている模様。一方、1番刈のハイグレード品はほぼ成約済み状態。 【カナダ産】14年産はレスブリッジ（灌漑地域）、クレモナ（非灌漑地域）とも天候の影響を強く受け、大部分がミドルグレード若しくはローグレード品となっており、プレミアム品の発生は僅かとなった。また、北米西海岸の港湾争議の影響を受け遅延していた分の入船が重なったため、1月の日本国内への輸入量は前年同月比131%の伸びだったが、2月に入り前年並みの物量に戻っている。ブリティッシュ・コロンビア州での州政府とトラック組合との料金変更や車両の使用年数の制限などについての交渉は継続中。現時点では特に動きはありません。
スーダン	インベリアルバレーでの作付は3月に入り本格化してくる見込み。種子価格は45～50セント/100ポンドと昨年並みから昨年以下となっており、若干の繰り越し在庫もあることから種子における供給面での心配は無さそうです。今年の傾向は、3月中旬に発表されるスーダングラス・デュアル小麦、両品目の作付面積の動向がでてくればある程度予想できるので注視していきたい。
クレイングラス	〈3月15日付の作付面積の報告〉昨年同月比91%の15,605エーカー。作付面積の減少が今後の産地価格にどの程度影響を与えるのか、もう暫く状況の注視が必要。買付け競合国である韓国のウォン高水準は引き続き好調。労使交渉のもつれによる船積遅延で国内在庫が逼迫しているのは日本だけでなく韓国も同様で、15年産開始と同時に韓国から旺盛な引き合いがあった場合、産地価格に与える影響が懸念される。
ストロー類	ライグラス及びフェスク共に収穫済み。両品目ともに相当量の雨当たり被害が発生しており、良品の供給余力は僅かとなっている。それに加え、遅れているスケジュール回復のため、主要な出荷港であるポートランド港を抜港する動きもあり、日本向けの船積みは難しい状況が続いている。
オーツヘイ	14年度産収穫は西・南・東（豪州）の3州全てにおいて終了済み。品質の傾向として西は雨当たりが多くローグレード品、南・東は収穫時期の天候に恵まれハイグレード中心の作柄となっている。各産地ともに北米港湾混雑の影響を受け、1～2か月先まで工場のプレススケジュールが埋まりつつあり、船積みスケジュールの遅れが懸念される。

生乳受託販売乳量

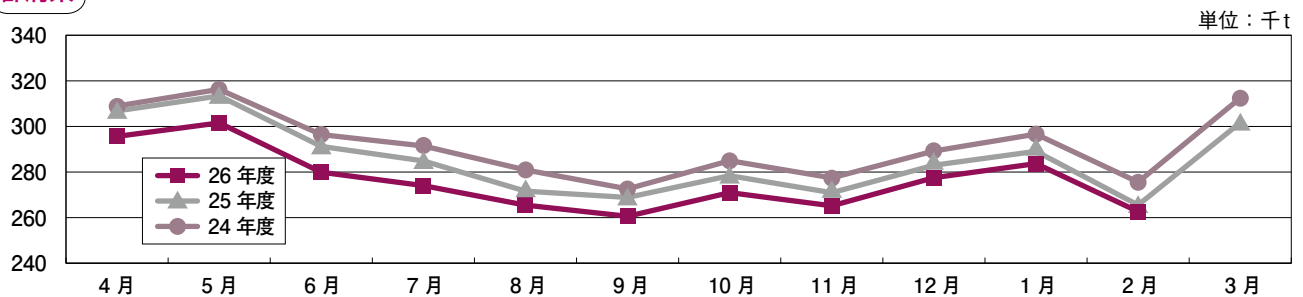
受託販売乳量

全国 **551,346t** で、前年同月比 **824t(0.1%) 減少** 都府県 **262,661t** で、前年同月比 **2,854t(1.1%) 減少**
 北海道 **288,685t** で、前年同月比 **2,030t(0.7%) 増加**

北海道

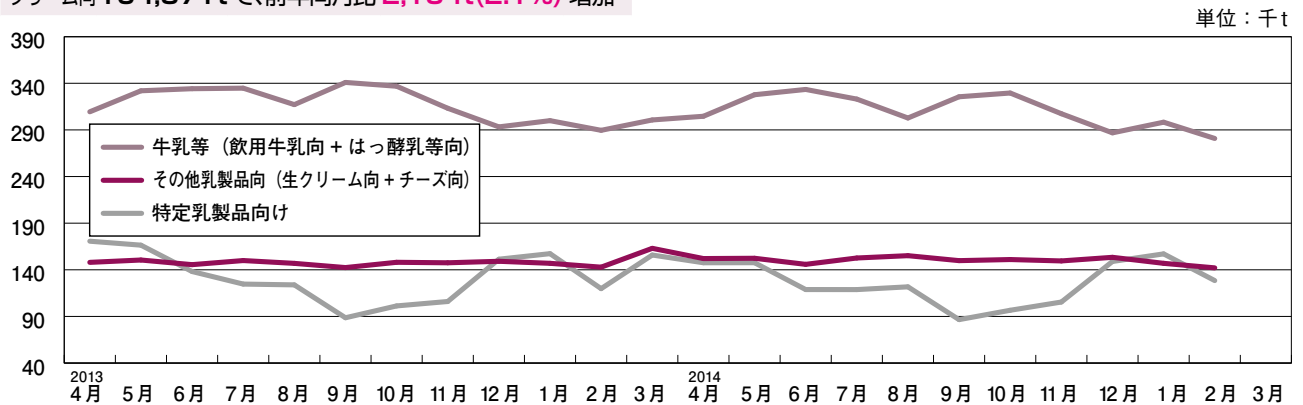


都府県



用途別販売数量

飲用向 **249,022t** で、前年同月比 **4,024t(1.6%) 減少** チーズ向 **37,707t** で、前年同月比 **2,904t(7.2%) 減少**
 はっ酵乳向 **31,802t** で、前年同月比 **4,706t(12.9%) 減少** 特定乳製品向 **128,444t** で、前年同月比 **8,656t(7.2%) 増加**
 クリーム向 **104,371t** で、前年同月比 **2,154t(2.1%) 増加**



各地の需給動向

【東北】生産は前年比 98%。当初の見込みから上ブレした。域内の需要は月を通して計画から下ブレしていた。週末には加工が若干発生した。その結果、飲用牛乳向け 97.2%、特定乳製品向け 95.3% となった。

【関東】生産は前年比 100.5%(昨年は大雪の影響で約 1,000t の廃棄が発生した裏返しの数値)。処理は、計画を高く組んでいたこともあり、中旬までは重たい状況が続いた。飲用牛乳向け 99.4%、特定乳製品向け 121.5%。

【東海】生産は 97.3% と低調。処理の不調が生産減少を上回る状況が続いた。その結果、飲用牛乳向け 98.3%、特定乳製品向け 121.5%。

【近畿・中国・四国】生産は近畿 94.8%、中国 97.5%、四国 96.4% と各地とも低調。処理は 1 月が好調だったことから計画高めであったが、実際は計画から微減。2 週目以降は処理が戻り順調に推移した。生産の減少から、月を通して不足基調であった。(飲用牛乳向け前年比：近畿 95%、中国 96.5%、四国 95.6%)

【九州】生産は 99.9% とほぼ前年並み。飲用処理は堅調で、月を通して不足気味に推移した。飲用牛乳向け 99.2%、特定乳製品向け 92.9%。

用途別生乳処理量

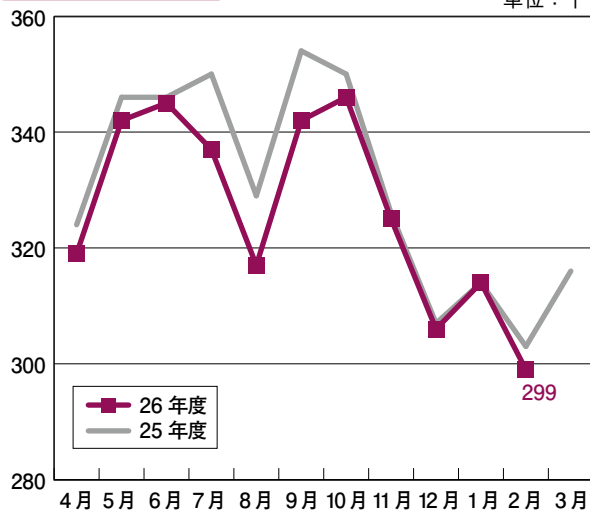
単位：千t

年月	生乳生産量	用途別処理量計							年月	生乳生産量	用途別処理量計						
			乳製品向									乳製品向					
			牛乳等向 ①		特 定 乳製品向 ②	その他乳製品向						牛乳等向 ①		特 定 乳製品向 ②	その他乳製品向		
	クリーム向 ③	チーズ向 ④						クリーム向 ③	チーズ向 ④								
2013. 4月	650	645	324	321	171	150	106	44	2014. 4月	627	622	319	303	148	155	112	43
5月	671	666	346	320	167	153	107	46	5月	650	645	342	303	148	155	112	44
6月	638	633	346	287	141	147	105	42	6月	619	614	345	269	120	149	108	41
7月	632	627	350	278	126	151	109	42	7月	618	613	337	276	120	156	113	43
8月	608	603	329	274	127	147	107	40	8月	600	595	317	278	126	153	111	42
9月	593	588	354	235	91	144	107	37	9月	583	578	342	236	88	148	109	39
10月	608	604	350	253	104	150	109	40	10月	598	593	346	247	100	148	112	36
11月	588	583	326	257	108	149	111	38	11月	584	579	325	254	107	147	112	35
12月	616	612	307	305	153	151	114	37	12月	613	608	306	302	151	152	111	40
2014. 1月	626	622	314	308	158	150	103	47	2015. 1月	624	619	314	304	158	146	105	41
2月	573	568	303	265	121	144	102	43	2月	573	568	299	269	128	142	101	40
3月	643	638	316	322	159	163	117	47	3月								
年度計	7,447	7,390	3,964	3,426	1,626	1,800	1,298	502	年度計	6,689	6,634	3,591	3,043	1,393	1,650	1,207	443

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

① 牛乳等向処理量

単位：千t



特定乳製品（脱脂粉乳・バター）の国内生産及び出回り量の推移

※生乳需給動向の指標となる特定乳製品の生産及び消費の動向です。

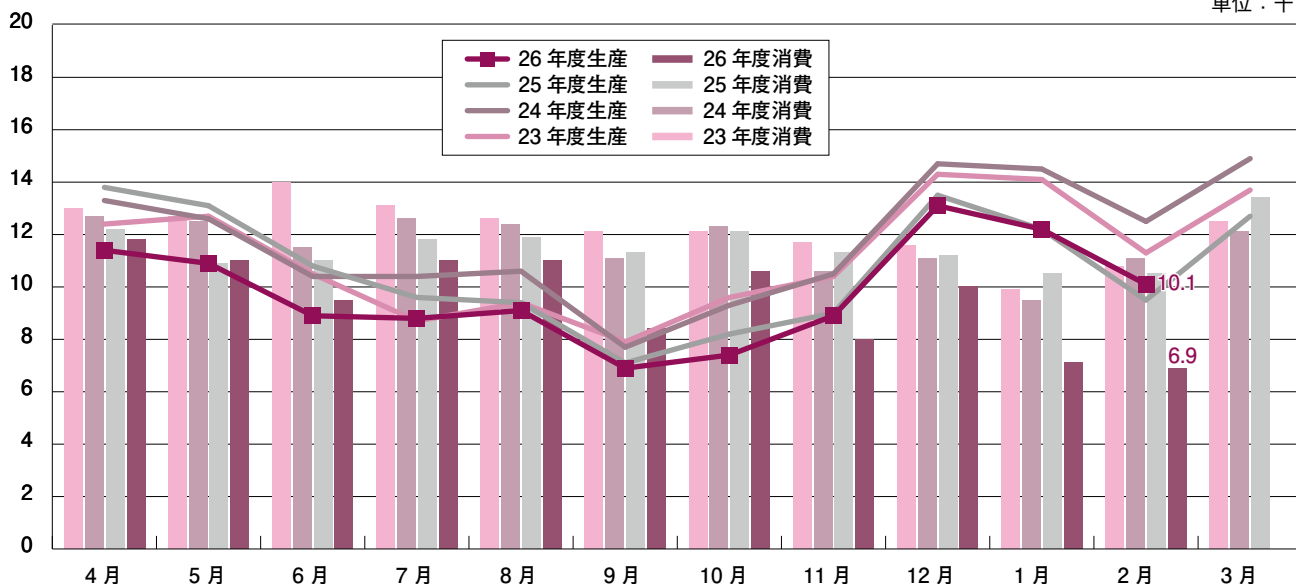
単位：千t

年月	脱脂粉乳生産量	脱脂粉乳消費量	バター生産量	バター消費量	年月	脱脂粉乳生産量	脱脂粉乳消費量	バター生産量	バター消費量
2013. 4月	13.8	12.2	7.0	6.1	2014. 4月	11.4	11.8	6.3	6.4
5月	13.1	10.9	7.0	5.5	5月	10.9	11.0	5.7	5.0
6月	10.8	11.0	5.7	5.8	6月	8.9	9.5	4.9	4.7
7月	9.6	11.8	5.1	5.8	7月	8.8	11.0	4.7	5.7
8月	9.4	11.9	5.1	5.7	8月	9.1	11.0	4.7	5.2
9月	7.1	11.3	3.6	5.0	9月	6.9	8.4	3.5	3.7
10月	8.2	12.1	3.9	5.5	10月	7.4	10.6	3.9	5.2
11月	9.0	11.3	4.2	6.2	11月	8.9	8.0	4.0	4.0
12月	13.5	11.2	5.5	7.3	12月	13.1	10.0	5.7	5.6
2014. 1月	12.2	10.5	6.5	4.9	2015. 1月	12.2	7.1	6.7	4.4
2月	9.5	10.5	4.8	5.7	2月	10.1	6.9	5.2	5.0
3月	12.7	13.4	6.0	6.9	3月				
年度計	128.8	138.0	64.3	70.5	年度計	107.6	105.3	55.3	54.9

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」、農畜産業振興機構、農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課調べ

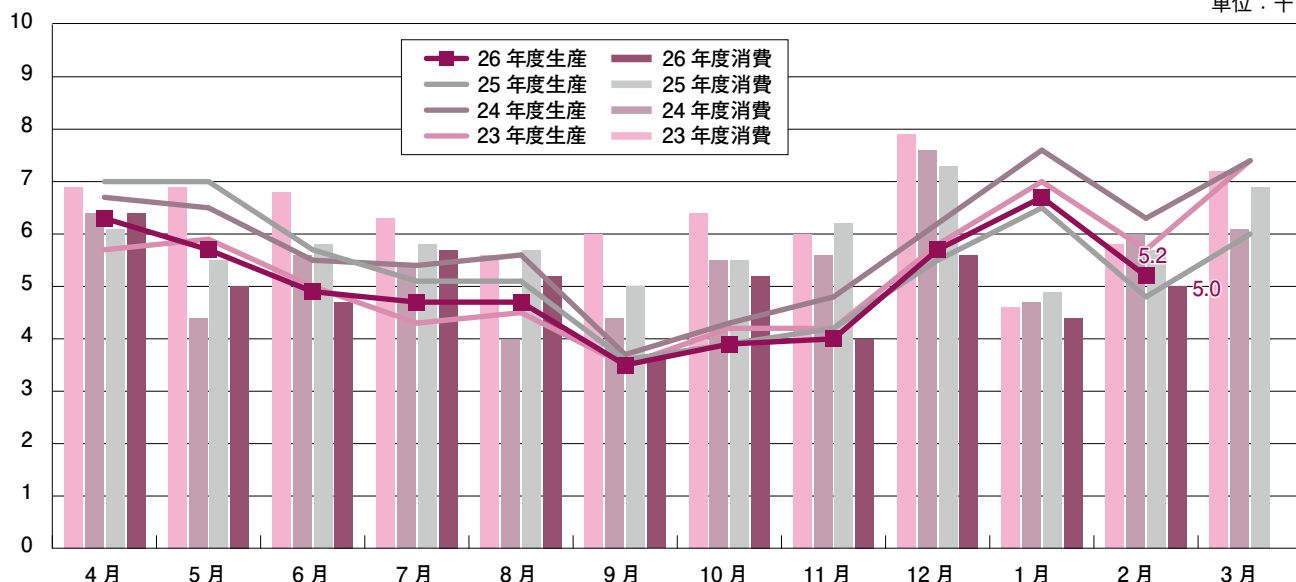
脱脂粉乳の生産及び出回り量推移

単位：千t



バターの生産及び出回り量推移

単位：千t

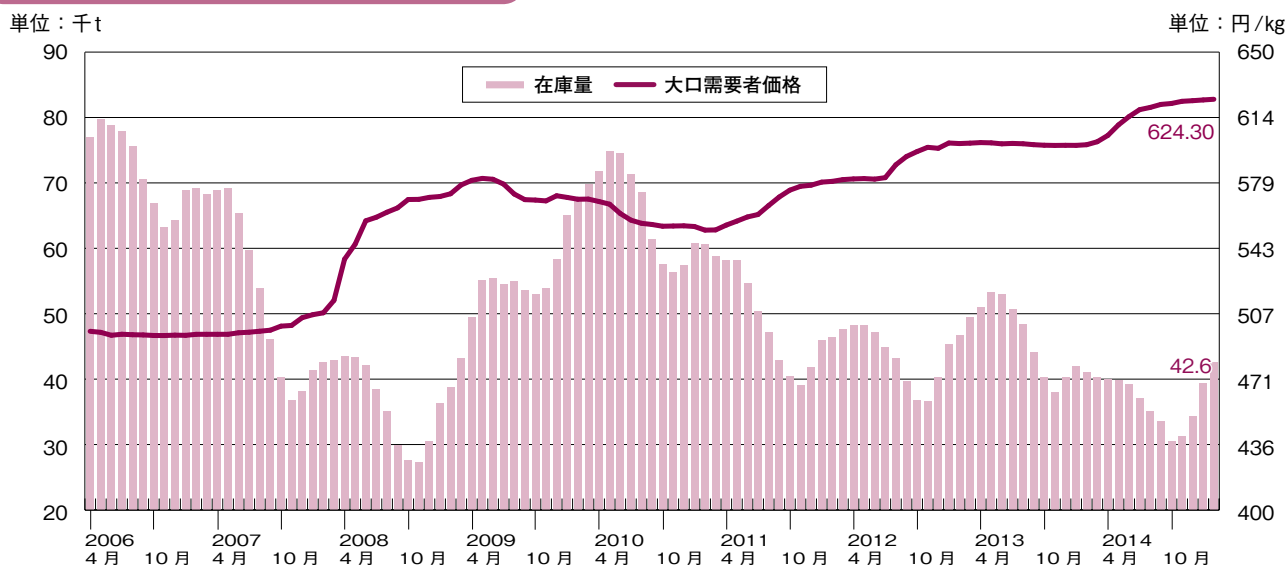


脱脂粉乳・バター国内在庫及び大口需要者価格の月別推移

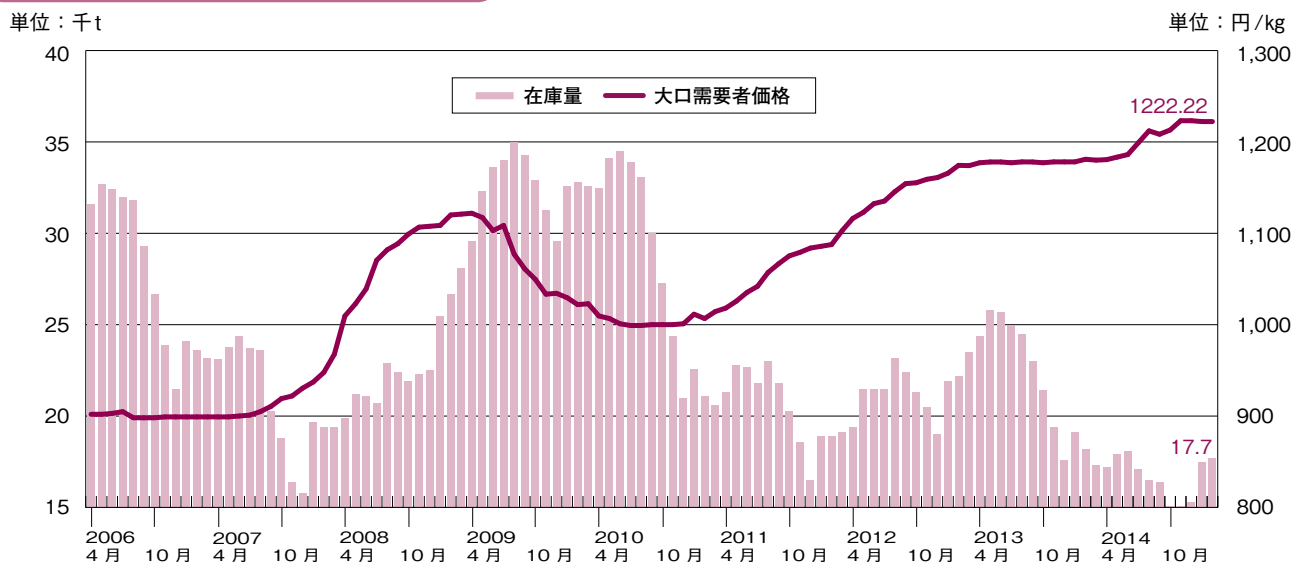
区 分	バター		脱脂粉乳		区 分	バター		脱脂粉乳	
	期末在庫量	大口需要者価格	期末在庫量	大口需要者価格		期末在庫量	大口需要者価格	期末在庫量	大口需要者価格
年月	千t	価格 円/kg	千t	価格 円/kg	年月	千t	価格 円/kg	千t	価格 円/kg
2013. 4月	19.4	1,116.2	48.2	580.80	2014. 4月	17.2	1,181	39.9	604.56
5月	21.5	1,122.9	48.2	580.99	5月	17.9	1,183	39.8	610.30
6月	21.5	1,132.4	47.1	580.69	6月	18.1	1,186	39.2	614.85
7月	21.5	1,135.2	44.9	581.49	7月	17.1	1,199	37.0	618.63
8月	23.2	1,145.7	43.2	588.53	8月	16.5	1,212	35.1	619.85
9月	22.4	1,154.3	39.7	593.03	9月	16.4	1,208	33.6	621.48
10月	21.3	1,155.2	36.7	595.73	10月	15.1	1,213	30.4	622.00
11月	20.5	1,159.0	36.6	598.06	11月	15.1	1,223	31.3	623.19
12月	19.0	1,161.0	40.3	597.52	12月	15.3	1,223	34.3	623.52
2014. 1月	21.9	1,165.7	45.3	600.42	2015. 1月	17.5	1,222	39.4	623.93
2月	22.2	1,174.3	46.7	600.11	2月	17.7	1,222	42.6	624.30
3月	23.5	1,174.3	49.5	600.34	3月				
年度計	257.9	—	526.2	—	年度計	183.9	—	402.6	—

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」、大口需要者価格

脱脂粉乳 国内在庫・大口需要者価格推移



バター 国内在庫・大口需要者価格推移



北海道 乳牛産地情報

平成27年4月1日現在

札幌支所 TEL 011-241-0765
 釧路事務所 TEL 0154-52-1232
 帯広事務所 TEL 0155-37-6051
 道北事務所 TEL 01654-2-2368

価格状況 ▲……強含み ▼……やや強含み →……横這い ◆……やや弱含み ↓……弱含み

事務所	畜種	相場(万円)	価格状況	管内状況
札幌管内	育成牛(10-12月令)	27~32	→	札幌管内の3月中旬までの生乳生産量前年比は、函館管内月計98.6%、累計で97.4%、苫小牧管内月計で98.5%、累計で99.6%の実績。4月の初妊牛動向は、6月分挽が中心。新年度に入り、都府県で新たな助成事業が開始される所もあり、都府県からの需要はより高まる見込み。依然として自家保留の傾向は続いており資源状況は希薄ですが、高能力・高体型の初妊牛を多く取り揃えている。
	初妊牛	50~57	→	
	経産牛	43~48	→	
釧路管内	育成牛(10-12月令)	35~38	→	根釧管内の3月中旬までの生乳生産量前年比は、釧路管内月計で100.9%、累計で98.1%、中標津管内月計で101.0%、累計で98.4%の実績。4月の初妊牛動向は、6~7月の分挽が中心。夏分挽になるにつれ都府県の需要は弱くなりますが、道内での導入意欲が高い事から相場は比較的堅調に推移する見込み。導入希望では、雌雄判別腹の需要が増加しているが、資源が少ない状況が続いている。また、4月には離農市場セールを予定しているが、即戦力となる良質な経産牛については高値が予想される。
	初妊牛	54~60	→	
	経産牛	45~50	→	
帯広管内	育成牛(10-12月令)	30~34	→	帯広管内の3月中旬までの生乳生産量前年比は、帯広管内月計で102.6%、累計で100.9%の実績。4月の初妊牛動向については、6月分挽が中心。夏分挽前までの購買となるため、5月下旬から6月中旬までの牛は引き合いが強くなると予想される。さらに、4月後半になるとより夏分挽前の資源が少なくなるため、早めの注文をお願いします。育成牛については、10-12ヶ月齢の牛は依然として高値安定で推移が見込まれる。経産牛についても道内での引き合いが強く、自家保留の傾向も強いため、乾乳牛でも高値で取引される見込み。
	初妊牛	55~60	→	
	経産牛	45~50	→	
道北管内	育成牛(10-12月令)	30~35	→	道北管内の3月中旬までの生乳生産量前年比は、稚内管内月計で100.7%、累計で98.8%、北見管内月計で99.9%、累計で99.4%の実績。各農協とも生乳増産のため様々な対策を講じるが、年度末には離農が多く出るため増産が難しい状況。4月の初妊牛動向については、6~7月の分挽中心となるが、夏場の分挽は都府県が避けるため、7月上旬までの分挽需要が多くなり高値が予想される。生乳生産減少による自家保留傾向にあり、初妊牛資源状況は窮乏になっている。F1腹、HX腹、ホル腹など牛によっては良牛・悪牛の価格差がある状況。
	初妊牛	53~58	◆	
	経産牛	45~50	→	
道内総括	育成牛(10-12月令)	30~35	→	道内の3月中旬までの生乳生産量前年比は101.0%、累計で99.2%の実績。4月の初妊牛動向については、6~7月中旬分挽が中心。新年度予算で内地購買が盛んに動く最終月となり、依然として高値で推移。また離農セールが多く出る月でもあり、即戦力になる経産牛についても高値が予想される。品薄である和牛受精卵腹、ホル判別腹については引き合いが強く、反面ホル腹は道内中心の動きとなっている。今後、夏分挽に向けて内地の購買が少なくなるが、メガファームなどの購買は季節問わず行われるので、注文予定がありましたら早めの連絡をお願いします。
	初妊牛	54~58	◆	
	経産牛	45~50	→	

※上記相場は、血統登録牛(中クラス)の庭先選畜購買による予想相場です。庭先選畜購買のため、市場購買とは異なり、価格差が生じます。

今月の表紙

牧場へようこそ

今月の表紙は、「第5回酪農いきいきフォトコンテスト」(第43回全国発表大会にて開催)に応募頂いた作品「牧場へようこそ」(岐阜県 野添 一幸氏 撮影)です。青々と生い茂った放牧場、気持ち良さそうですね。今年も新緑の季節はすぐそこまで来ています。



shidoukikaku@zenrakuren.or.jp

▼会報に関するご意見・ご要望・投稿写真等があれば、以下のアドレスにメールをお願いいたします。

編集後記

お詫びと訂正

本誌3月号(No.594)につきまして右の通り記事の中で誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正いたします。

	●5頁「平成26年度決算に向けて」記事 表中 建物・建物附属設備及び構築物 取得価額要件	●19頁「今月の表紙」記事 撮影者のお名前
誤	単品120万円以上(建物附属設備は単品60万円以上かつ一事業年度の取得価額合計が160万円以上を含む)	安達麻衣氏
正	単品120万円以上(建物附属設備は単品60万円以上かつ一事業年度の取得価額合計が120万円以上を含む)	安達麻美氏

平成27年4月10日発行(毎月1回10日発行)

ZENRAKUREN
MEMBER'S INFORMATION

全酪連会報 4月号 No.595

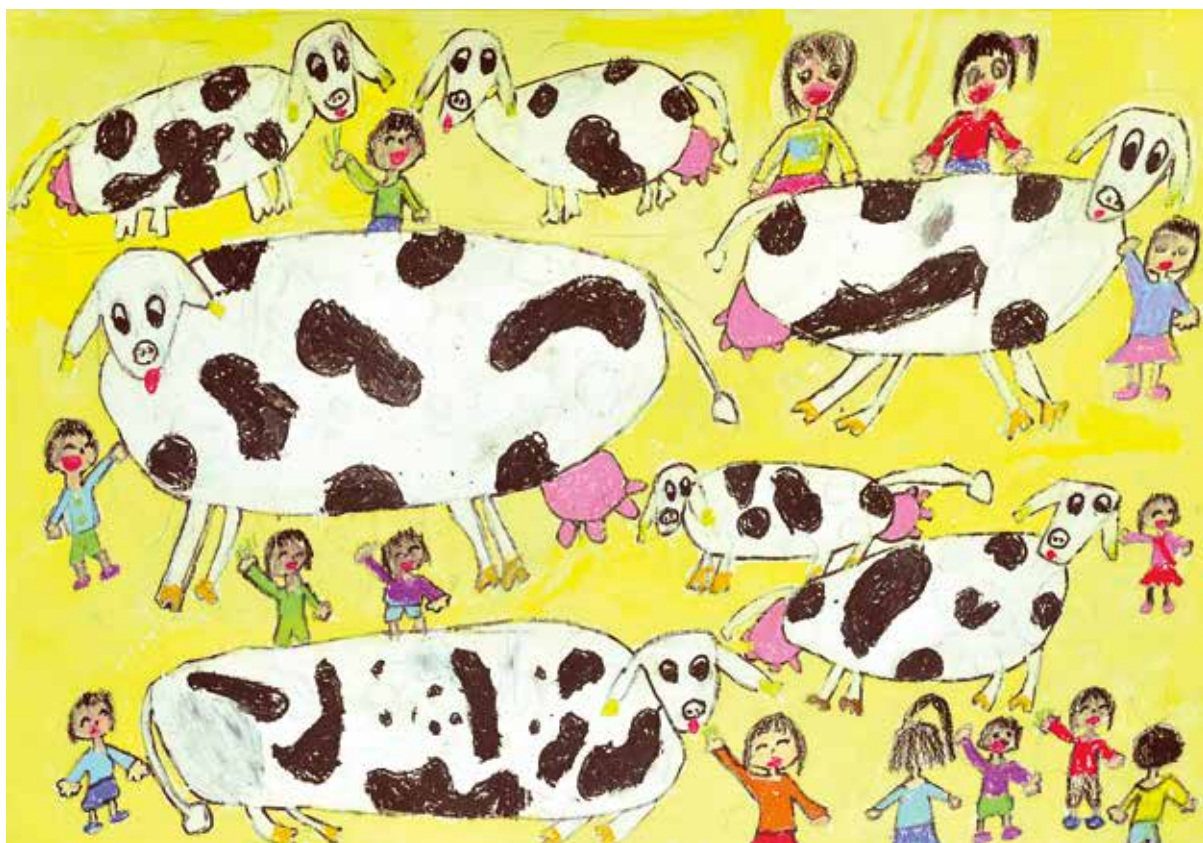
●編集・発行人 徳永 幸男

●発行 全国酪農協同組合連合会

〒108-0014 東京都港区芝四丁目17番5号

TEL 03-5931-8003

http://www.zenrakuren.or.jp/



美里小学校(九州)1年 小森 亜実

今月の



入賞作品介绍



今月の入賞作品は、美里小学校（九州）1年の小森亜実さんの作品です。
7頭の牛さんと14人の人達がところ狭しと描かれています。何度も描き消された鉛筆線に苦心の跡が見られます。バランスのとれた構図で明るい絵に仕上がっていると思います。

※この作品は本会と全国酪農青年女性会議共催の「第41回らくのうこどもギャラリー」で
全国451点の応募作品から入賞12点に選ばれたものです。

主催 全国酪農青年女性会議

主催

全国酪農青年女性会議
全国酪農業協同組合連合会

in 東京



写真提供：台東区

全国 第44回 酪農青年女性 酪農発表大会

平成27年

7月15_水・16_木

日程

7月15日

13:00～13:55 開会式
14:00～16:15 酪農経営発表
16:15～16:25 らくのうこどもギャラリー表彰式
16:40～18:15 酪農意見・体験発表
19:30～21:30 懇親会

7月16日

9:00～ 9:30 酪農経営発表質疑応答
9:30～10:00 酪農意見・体験発表質疑応答
10:15～11:40 審査講評・表彰式
11:40～11:50 閉会式

大会参加費

1名 13,000 円 (大会・懇親会まで)

※宿泊につきましては、各地域会議事務局にお問い合わせください。

大会会場・アクセス

会場・宿泊

「浅草ビューホテル」

〒111-8765 東京都台東区西浅草 3-17-1

Tel.03-3847-1111



アクセス

つくばエクスプレス 浅草駅直結
上野駅公園口、スカイツリーシャトル (R)
で約10分 (ホテル前停留所下車)
都営浅草線 / 東武線 浅草駅より 徒歩10分
東京メトロ銀座線 田原町駅より 徒歩7分
首都高速6号線 向島 I.C. または駒形 I.C. 下車
首都高速1号線 上野 I.C. または入谷 I.C. 下車
都営浅草線 浅草駅よりエアポート快速で
新東京国際空港 (成田) まで約65分
※1日2便 (要予約) でホテル～成田空港までのリムジンバス運行あり
東京国際空港 (羽田) まで約35分
※1日8便 (要予約) でホテル～羽田空港までのリムジンバス運行あり



大会事務局

全国酪農青年女性会議

〒108-0014 東京都港区芝 4-17-5 全酪連指導・企画部内 / TEL. 03-5931-8003